

新しい資産承継のカタチ

『家族信託』の活用法

～ 知って得する。家族信託の認知症対策や福祉型信託～

あすか税理士法人
代表税理士・法学博士 川股修二



あすか
税理士法人

講師紹介

あすか税理士法人 代表社員税理士・法学博士 川股 修二氏



昭和36年生まれ
北海道大学大学院法学研究科
博士後期課程(租税法専攻)修了
博士(法学)

札幌学院大学大学院法学研究科、札幌学院大学法学部 教授、北海学園大学法科大学院 講師、第38回 日税研究賞奨励賞受賞

税務会計実務経験を生かしたオールラウンドな業務が持ち味。また、租税訴訟では、話題の事件(競馬のはずれ馬券訴訟など)を担当している。お客様と信頼の絆を築いていくことを重点に活躍中。年間に数十本の講演をこなし、STVラジオにコメンテーターとしても出演中。他方、租税法学者としての顔を持ち、大学で教鞭を取り未来の職業会計人の育成に努めている。

講師紹介



(かわまた・しゅうじ) 1961年恵庭市出身。95年税理士登録し開業。08年法人化。税理士のほか行政書士、ファイナンシャルプランナーなど多数の資格を有している。北海道大学法学研究科博士課程修了。(法学)博士。17年札幌学院大学大学院法学研究科教授に就任。日本税法学会会員。

「あすか税理士法人」を率いるベテラン税理士。メディアでも話題となった72億円の「外れ馬券経費訴訟」で原告の補佐人を務めるなど、全国的にも知名度が高い。法学博士の博士号を持ち、15年には著書が第38回日税研

究賞奨励賞を受賞。租税法の専門誌『税務弘報』（中央経済社）などアカデミックな分野でも活躍が目立つ。また、相続や事業承継の新たな手法として注目されている「民事信託」では、業界に先駆けてその活用や認知度向上に取り組んだ。いまでは税理士や司法書士に向けて講演をおこない、全国を飛び回る。17年は4月に「社会福祉法人北ひろしま福祉会」の監事に就任。親を亡くした障害者の遺産相続問題の解決に取り組む。7月には札幌学院大学院法学研究科教授に就任した。「これからの10年は租税法に造詣の深い若手の人材育成に捧げたい」

2018年 決意トツポ

慧眼

大学教授として若手の
人材育成に尽力

川股 修二氏

あすか税理士法人代表社員

『家族(民事)信託制度』

こんな事を悩んでいませんか。

最近、物忘れが激しくなったと思う。任意成年後見制度の活用を考えている。

子孫のために資産を残しても後継者が管理できない。

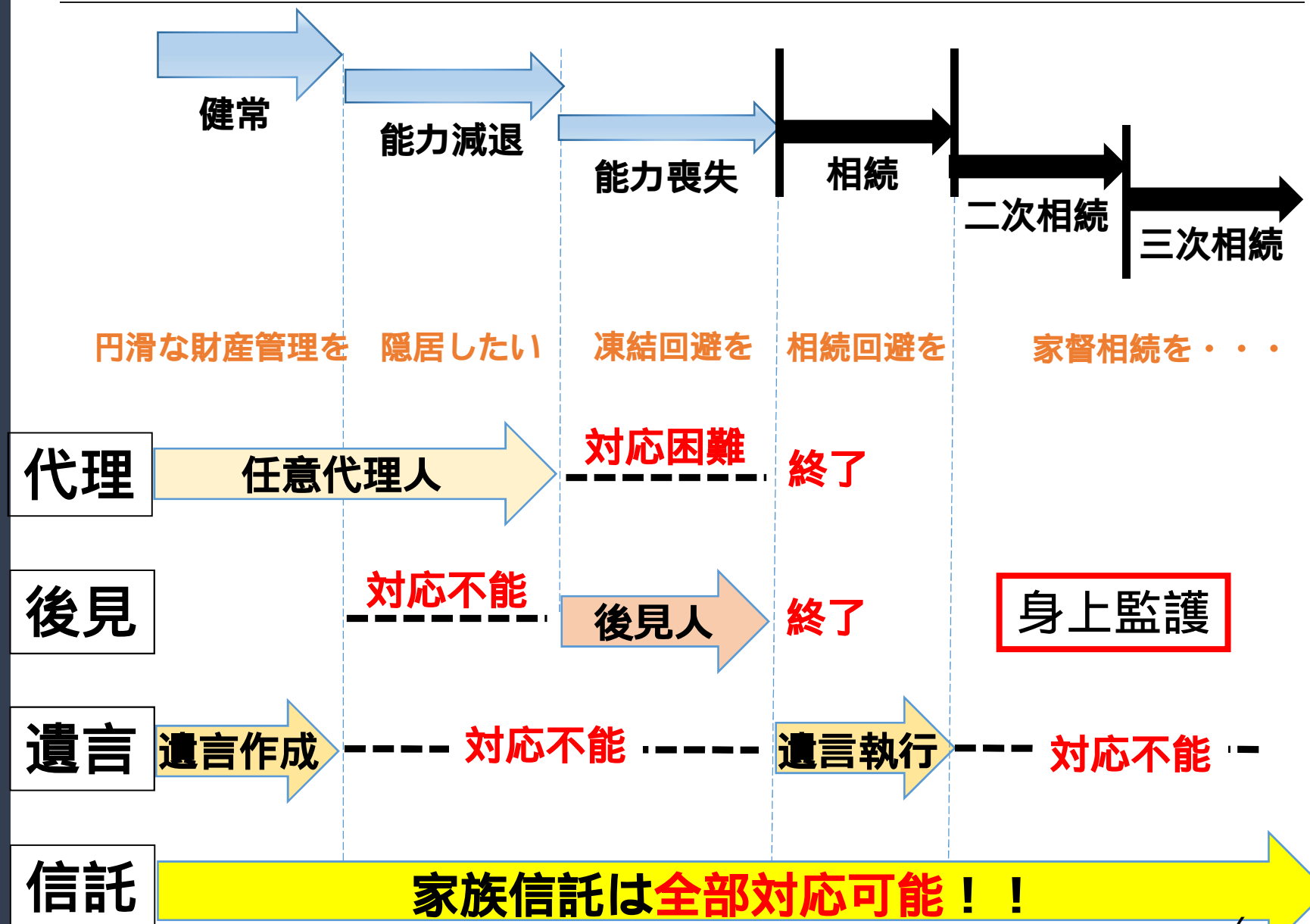
先ずは、子どもに資産承継するが、その後は、孫に資産承継させたい。

孫に贈与したいが、多額の財産を持たせると心配だ。

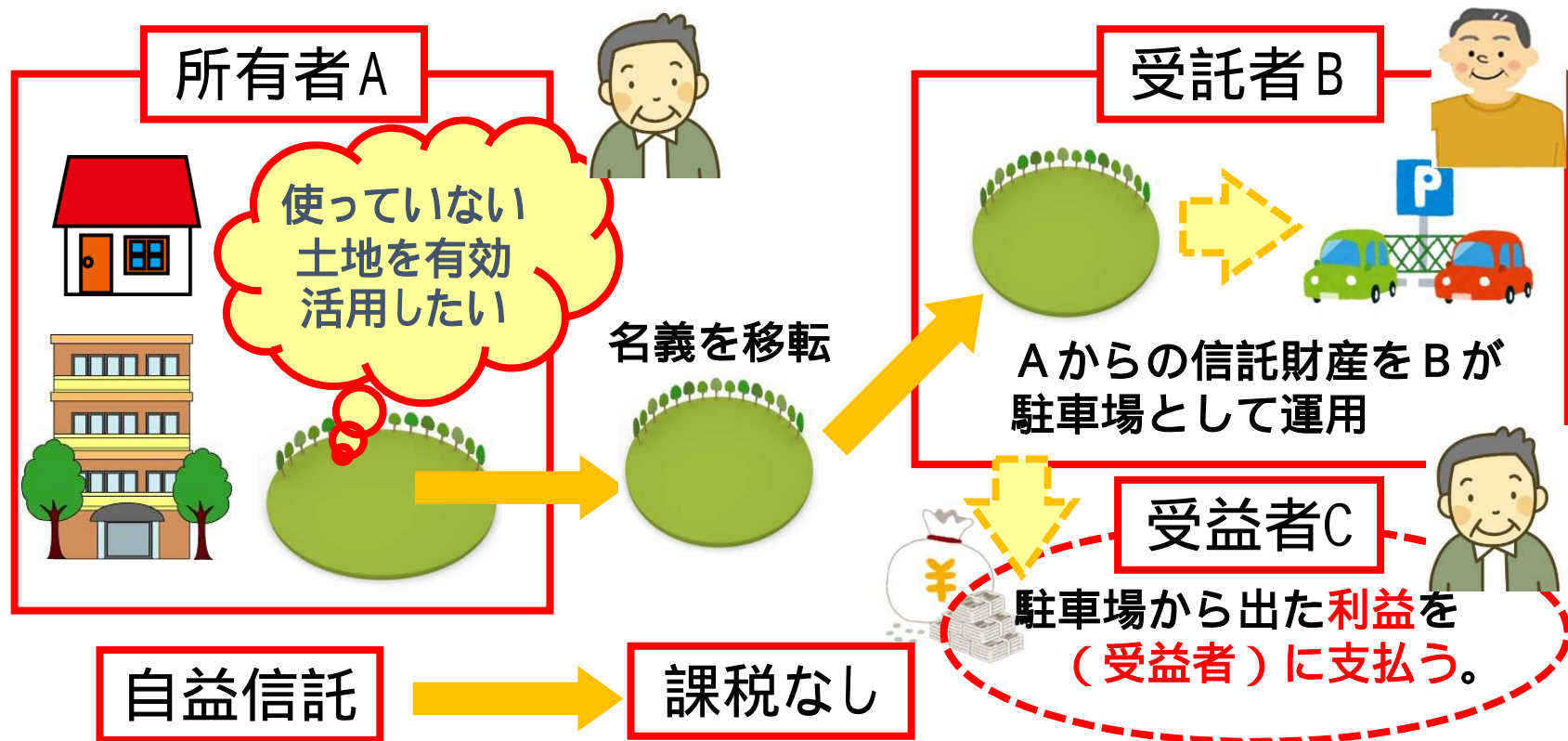
会社を経営しているが、財産を渡したくない相続人がいる。

これらのことを「家族信託制度」は解決できます。

家族信託制度と成年後見制度



家族信託制度とは



もしも...

委託者Aが、他の人(C)に利益を得る権利を贈与したい場合
「**権利の贈与**」を行うことによって他の人に利益を贈与できる。

委託者Aが、Cの次に、Dに権利の贈与をしたい場合
「**契約による権利承継**」を行うことによって、Cが利益を得られなくなった後に、Dにその権利を継承することができる。

家族信託の登場人物

登場人物はご主人のみ 一般社団法人が受託者

「生前信託」のしくみ【委託者が生きている間】～相続に利用～

委託者

受託者

受益者



契約



契約なし



ご主人
(信託の設立者)

ご主人
(信託の管理人)



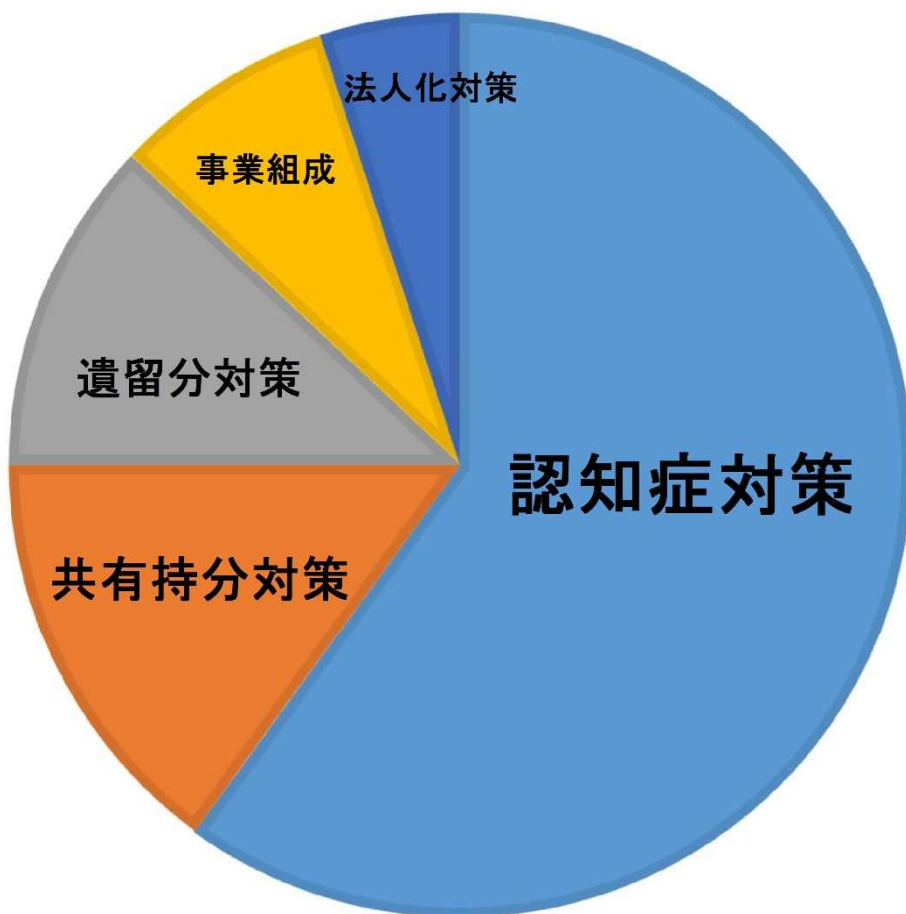
一般社団法人
(信託の管理人)

ご主人
(信託の受取人)

委託者をご主人、受託者をご主人、受益者をご主人として
契約書で信託を設立する。設立時は、委託者 = 受益者

400件の相談事例の分析

相談事例分析・あすか調べ



1. 認知症対策
2. 共有持分対策
3. 遺留分対策
4. 事業組成
5. 法人化対策
6. 自社株対策

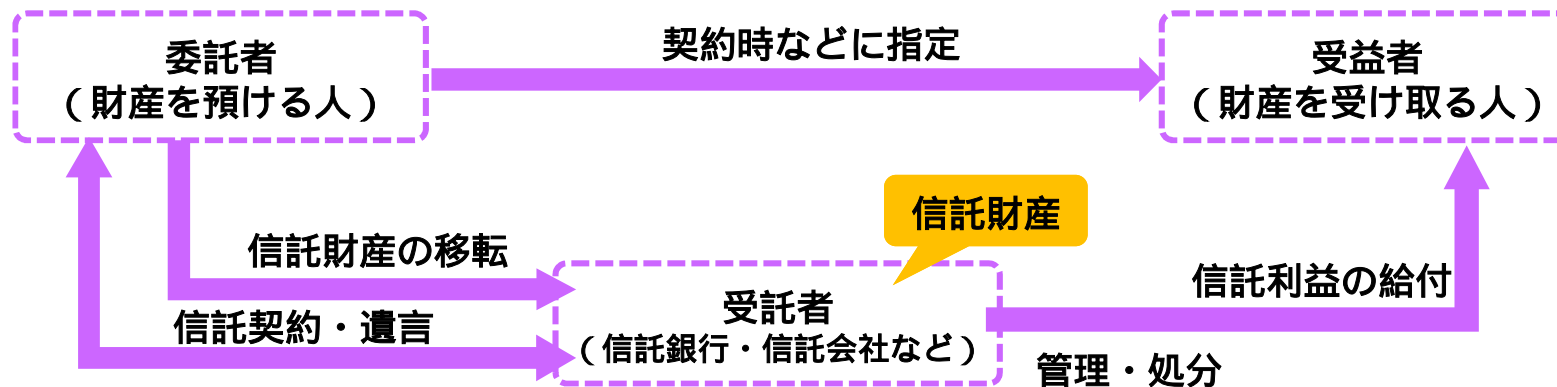
家族信託の税務機能

- ・ **分散した財産の名義を集める。**
共有名義不動産対策、分散した自社株対策
共有物分割による譲渡所得・贈与税を回避、議決権の分離による承継対策効果
- ・ **もう一つの財布に財産を分離する。**
認知症対策、事業自体を信託する。
受託者の意思による相続税節税対策、会社分割によるキャピタルゲイン課税の回避
- ・ **最初を意思を凍結する。**
認知症対策、遺言を撤回不能にする。
受託者の意思による相続税節税対策、財産の未分割による相続税特例非適用を回避
- ・ **何代も先の財産取得者を指定する。**
財産の分散回避、遺留分対策。
財産の未分割による相続税特例非適用を回避、遺留分減殺請求による修正申告の回避
- ・ **不動産流通税の圧縮をする。**
不動産取得税回避。
不動産事業の法人成り、現物出資による株式の相続税評価のコントロール。

『商事信託・信託銀行(会社)』

信託制度の仕組み

信託のしくみ



相続対策に活用できる主な信託商品

1) 遺言代用信託

契約により、契約者(委託者)死亡後に信託財産の受益権を指定した人に渡す
信託財産は、一時金または年金または両者の組合せで支払いができる

信託できる金額の限度額や、手数料の有無は、金融機関(あるいは商品)によって異なる

生前は委託者が受託者として定期金を受け取り、委託者死亡後に受益権を相続人に移すことができるタイプもある

活用法

- ・遺言書がなくても遺言で遺贈したような財産の移転・承継ができ、相続時に簡単に引き出せる
- ・二次相続、三次相続など、数世代先の相続を見越した対策ができる

2) 生命保険信託

死亡保険金を信託銀行などが受取り、委託者の意思に従って、資金を指定した人に渡す

活用法

- ・未成年や知的障害の子などに安全に財産を残し、定期的に渡して生活費や教育費として役立てられる

信託制度の仕組み

相続対策に活用できる主な信託商品

3) 暦年贈与信託

親などがお金を信託し、信託銀行が子などへ贈与の意思確認や贈与の手続きを行う複数の贈与先を指定することも可。また毎年、贈与額を変更することも可

活用法

- ・定期贈与とみなされる心配がなく、自分で手間をかけることなく生前贈与を行うことができる
- ・取引記録が残るので、「受取った。受け取っていない」というもめ事を減らせる

4) 特定贈与信託（非課税）

対象者が、重度の心身障害者や中軽度の知的障害者、精神障害者などに限定されている信託

活用法

- ・知的障害の子などに安全に財産を残し、定期的に渡して生活費として役立てられる

5) 教育資金贈与信託（非課税）

親や祖父母が30歳未満の子・孫名義の口座を開設し、資金を預ける（上限1500万円）

活用法

- ・将来発生する教育資金を、自分が元気なうちに非課税で一括贈与できる
- ・資金の使い道を教育資金に限定でき、無駄遣いを妨げる

『家族信託と資産承継』

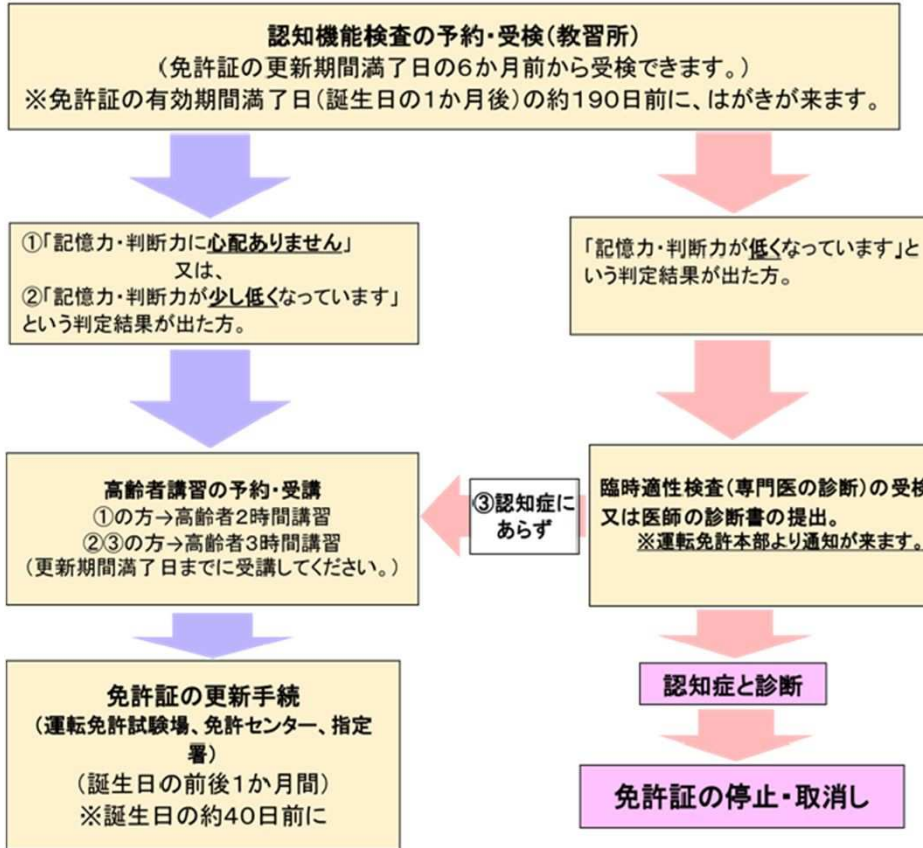
こんな事を悩んでいませんか。

最近、物忘れが激しくなったと思う。
任意成年後見制度の活用を考えている。

これらのことを
「家族信託制度」は解決できます。

認知症

免許証更新までの流れ(75歳以上の方)



もん だい よう し
問題用紙 2

これから、たくさん数字が書かれた表が出ますので、私が指示をした数字に斜線を引いてもらいます。
例えば、「1と4」に斜線を引いてくださいと言ったときは、

4	3	1	4	6	2	4	7	3	9
8	6	3	1	8	9	5	6	4	3

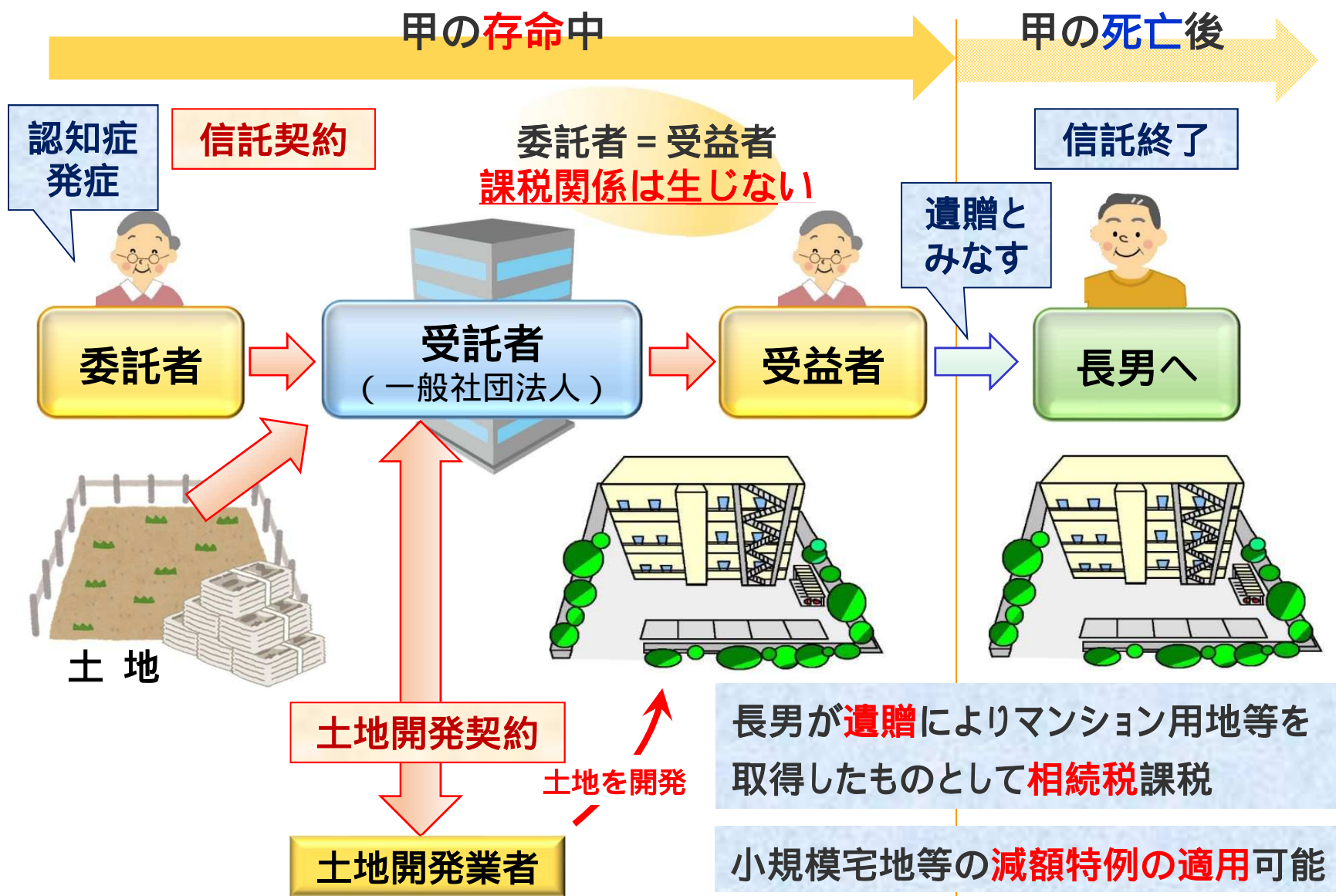
れいじ と例示のように順番に、見つけただけ斜線を引いてください。

※ 指示があるまでめくらないでください。

※検査結果別に講習内容が異なるため、検査と講習を同日に行うことは出来ません。
(高齢者講習は認知機能検査とは別日に、改めて予約して受講することになります)
※「記憶力・判断力が低くなっています」という判定結果が出た方は、高齢者3時間講習を受講し、更新手続をすることは出来ますが、認知症と診断された場合には、運転免許の取消し等の行政処分の対象となります。

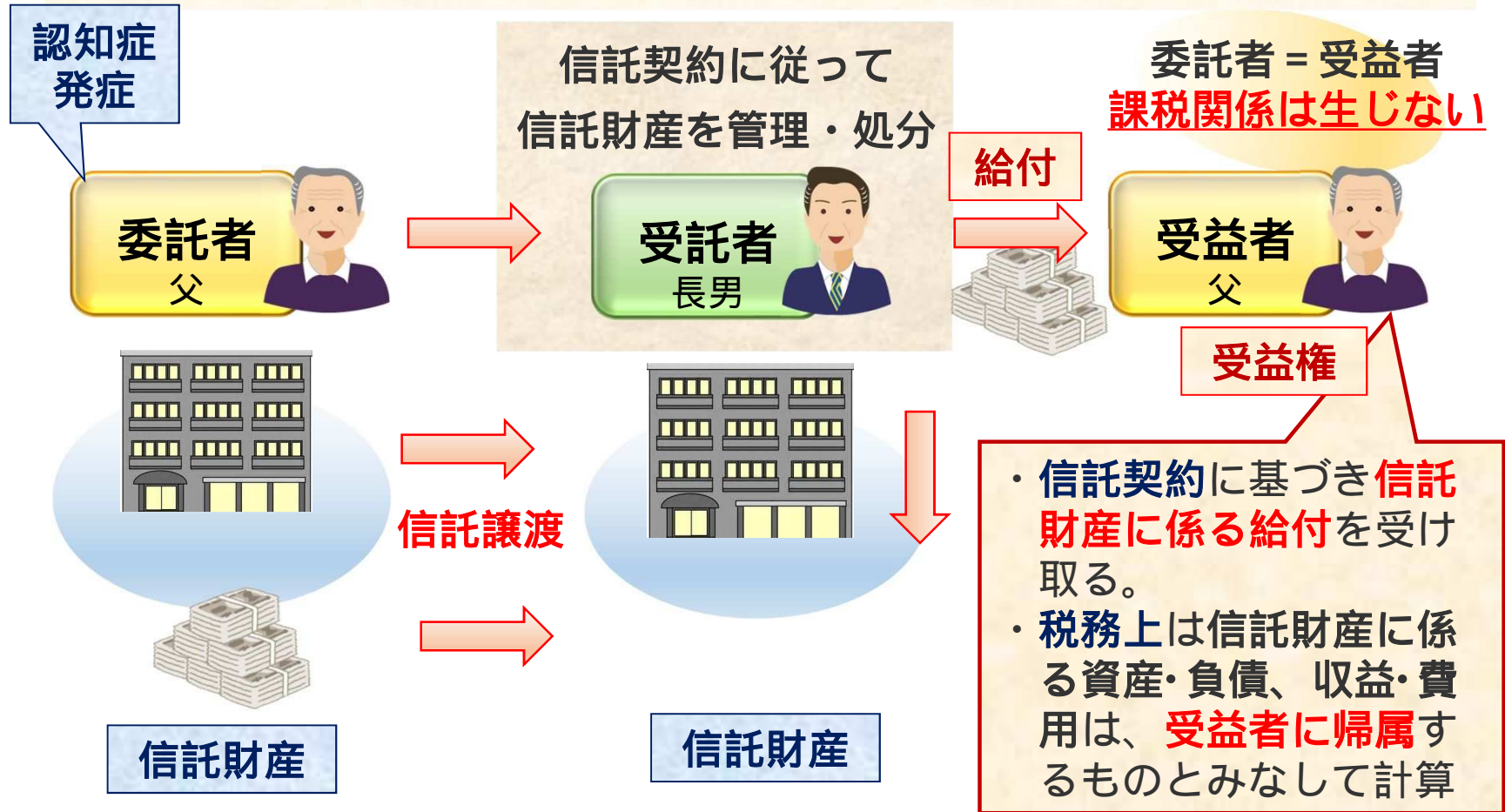
警視庁

遺言代用信託のイメージ

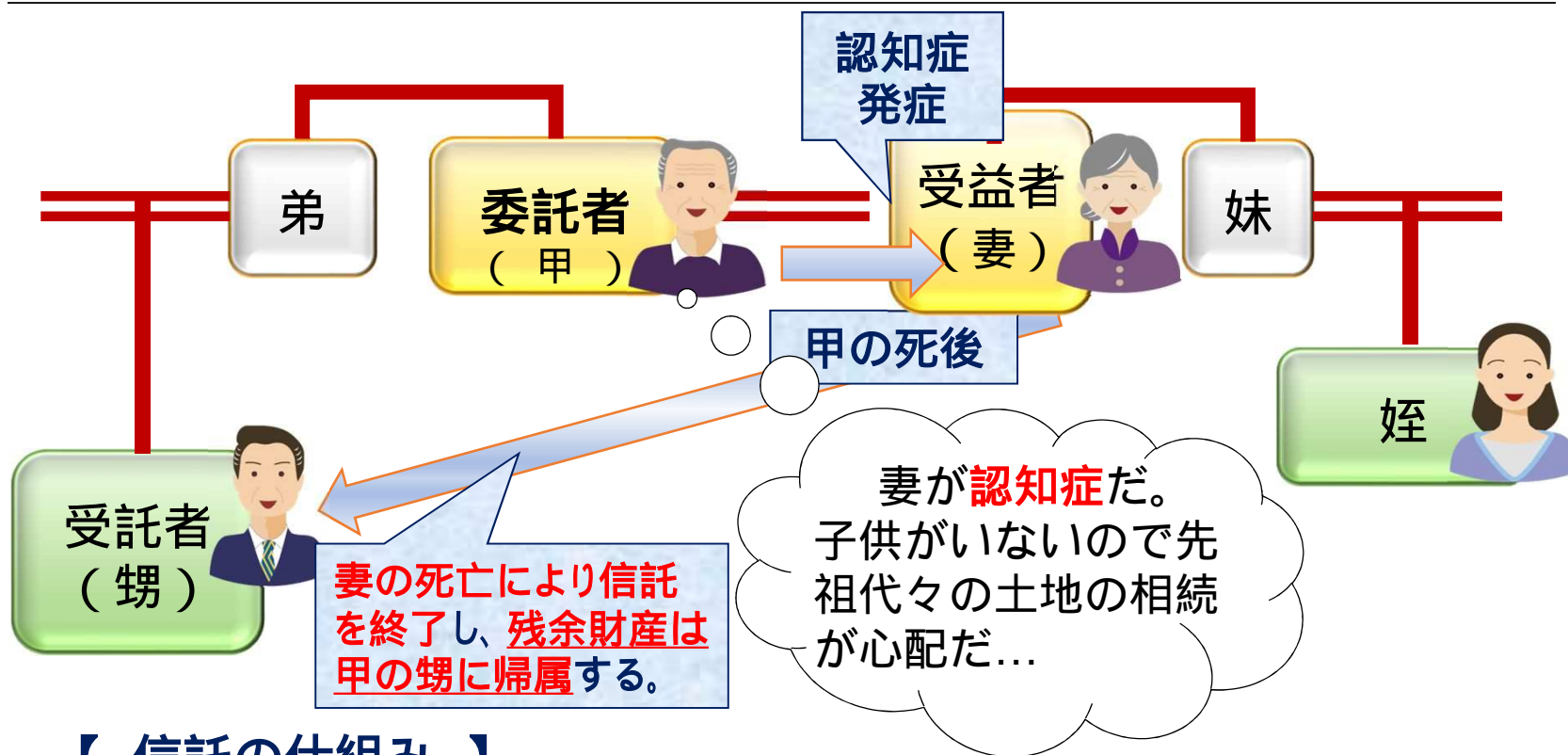


認知症対策家族信託

認知症を発症して判断能力がなくなったとき（停止条件）に、信託契約をスタートさせる。信託のできる家族等に財産の管理を任せ、相続税節税対策を実施する。



後継ぎ遺贈型受益者連続型信託(撤回不能)

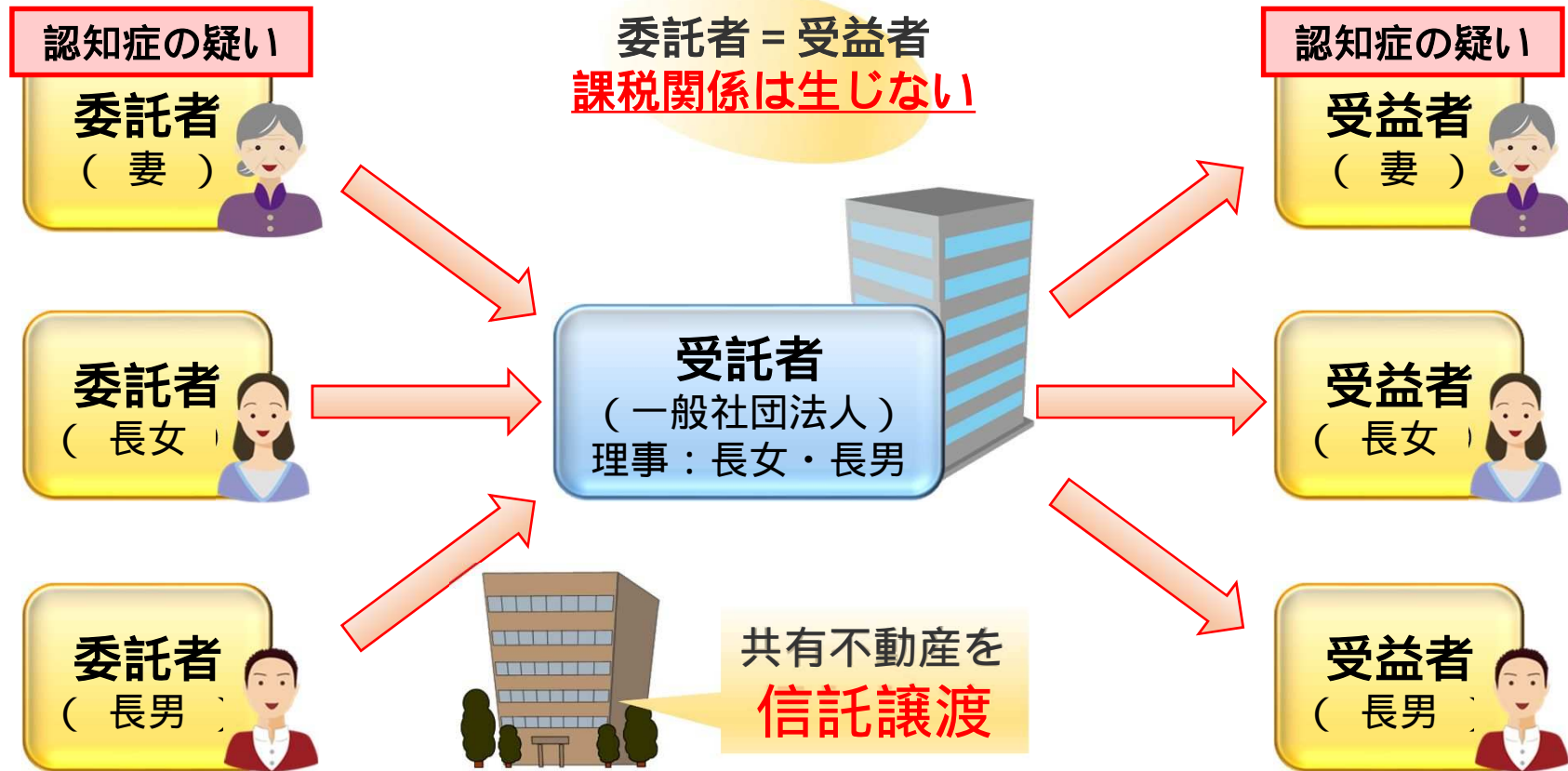


【 信託の仕組み 】

委託者	甲
受託者	甲の甥
受益者	甲、甲の死後は甲の妻
信託財産	先祖代々の土地
信託終了事由 残余財産の帰属権利者	甲の妻の死亡により終了し、残余財産は甲の甥に帰属する

共有不動産の名義集約

不動産の共有相続による共有者間の管理処分をめぐるトラブル回避のために信託を活用して、不動産の管理処分は信託のできる者に委託・集約し、受益権を取得する。



こんな事を悩んでいませんか。

子孫のために資産を残しても後継者が管理できない。

これらのことを
「家族信託制度」は解決できます。

「親なき後問題」 親はお金を子ども名義にしてはいけない

セミナーの中で私は、「親の金を子ども名義の口座に移すことだけはやめられた方がよい。特に相続人のいないお子さんのお金は、家族にとって捨て金になる恐れもある」と説明しました。 弁護士 遠藤英嗣

子ども名義にしたお金は「捨て金」

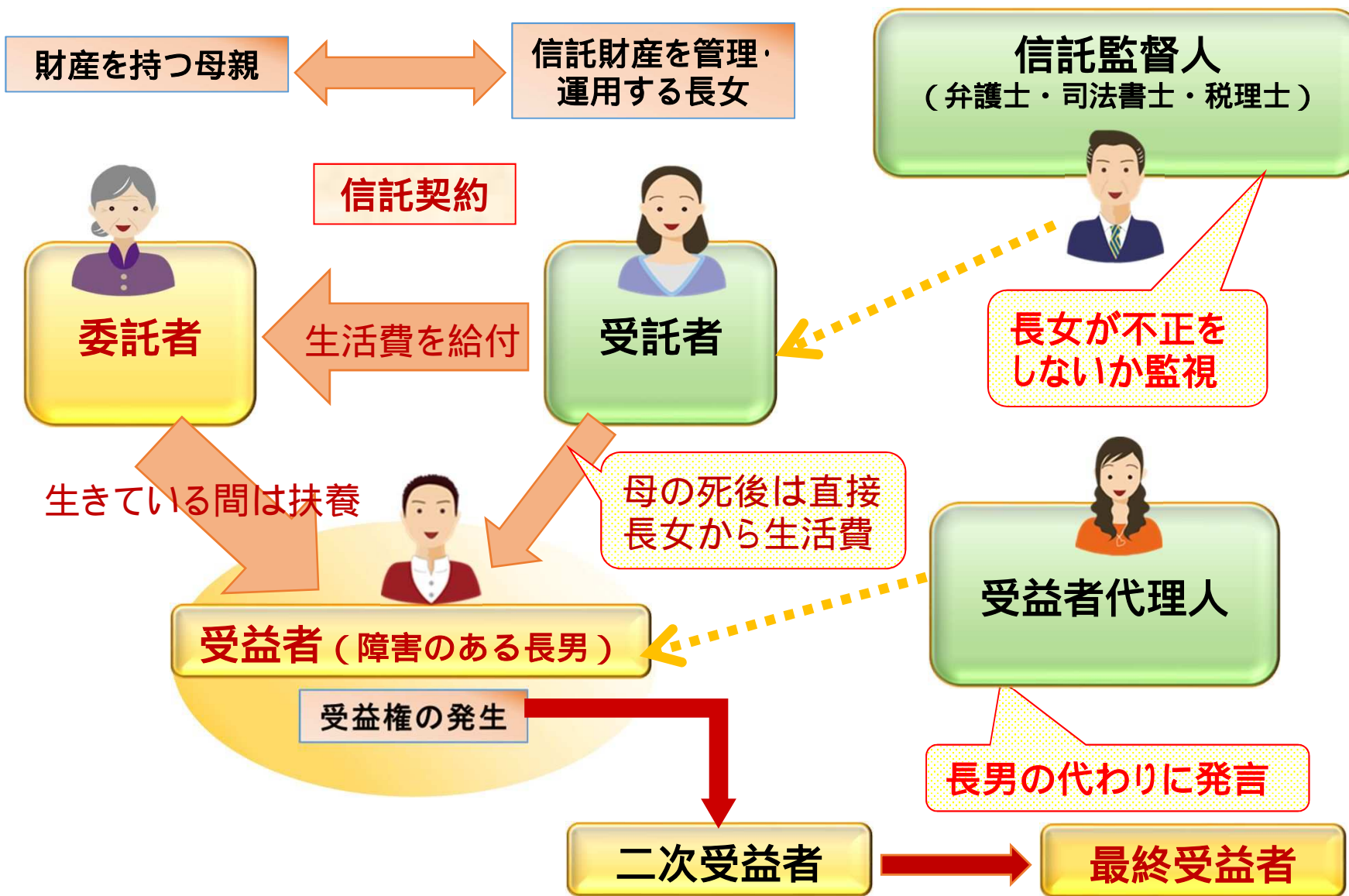
親御さんがこの金を使おうと思っても手が出せなくなります。親が死亡した場合、お子さんには成年後見人が選任されます。親が残したお金は成年後見人によってすべて管理され、本人に特別な事情がない限り使えなくなるため、ほとんどの金融資産が残ってしまうこととなります。その結果、ご本人の財産(預金等)はほとんど残ってしまい、他に相続人がいない場合は国庫に帰属するのです。

宙に浮いたお金

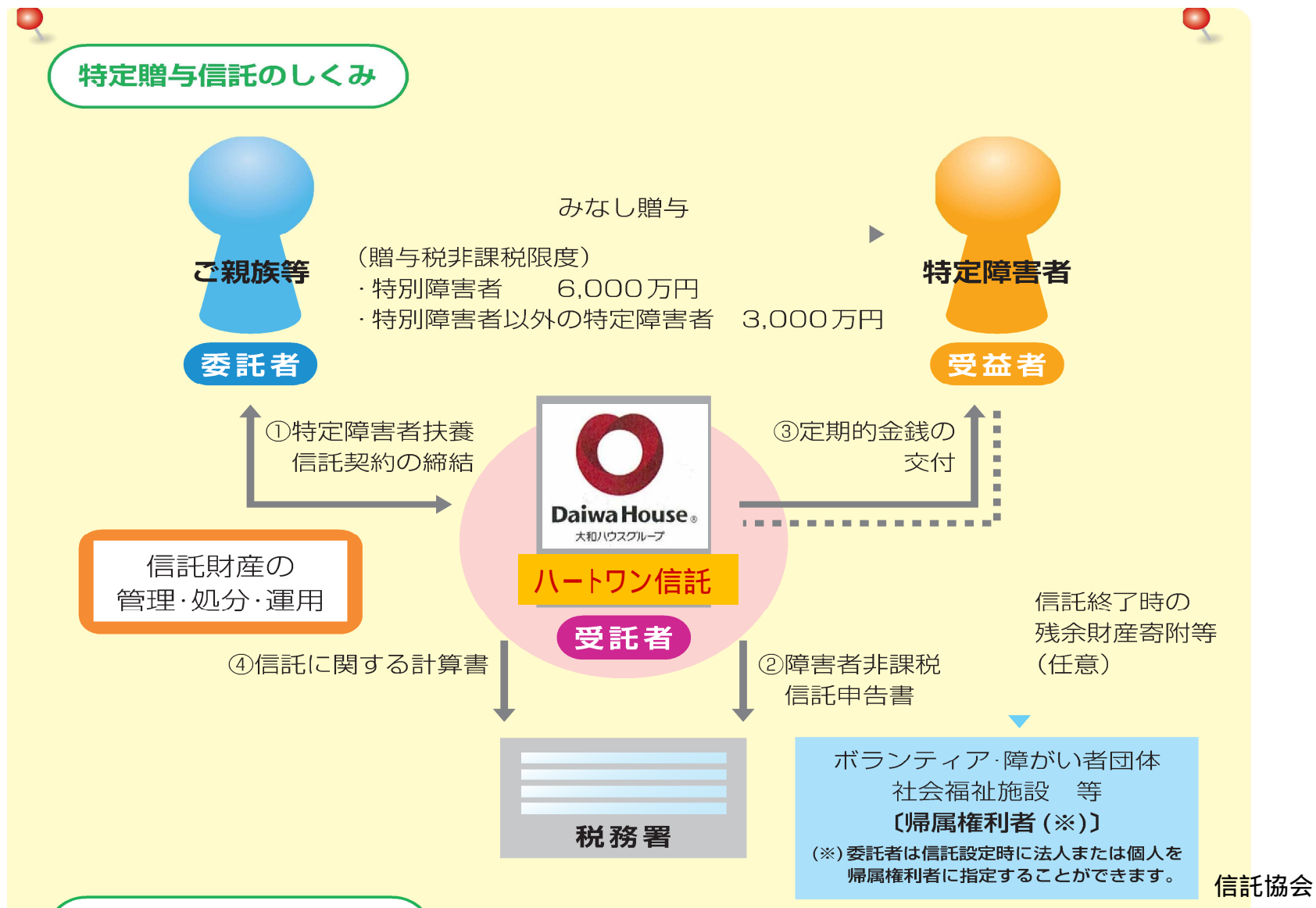
親の生前に子どもの名義にしたお金は法律的に見ると、親から子どもへの贈与です。贈与は契約なので、差し上げる人ともらう人が合意しないと贈与契約は成立しません。子どもは「もらいます」とは言えない知的障害などがあるため、子どもの名前を借りた「名義預金」となり、税法上は親御さん本人のもので、親本人が死亡した場合はその遺産として扱われます。預金通帳や印鑑の管理、預金の預け入れなどを親御さんが行っていると、「名義預金」と判断される可能性が高くなります。

<https://style.nikkei.com/article/>

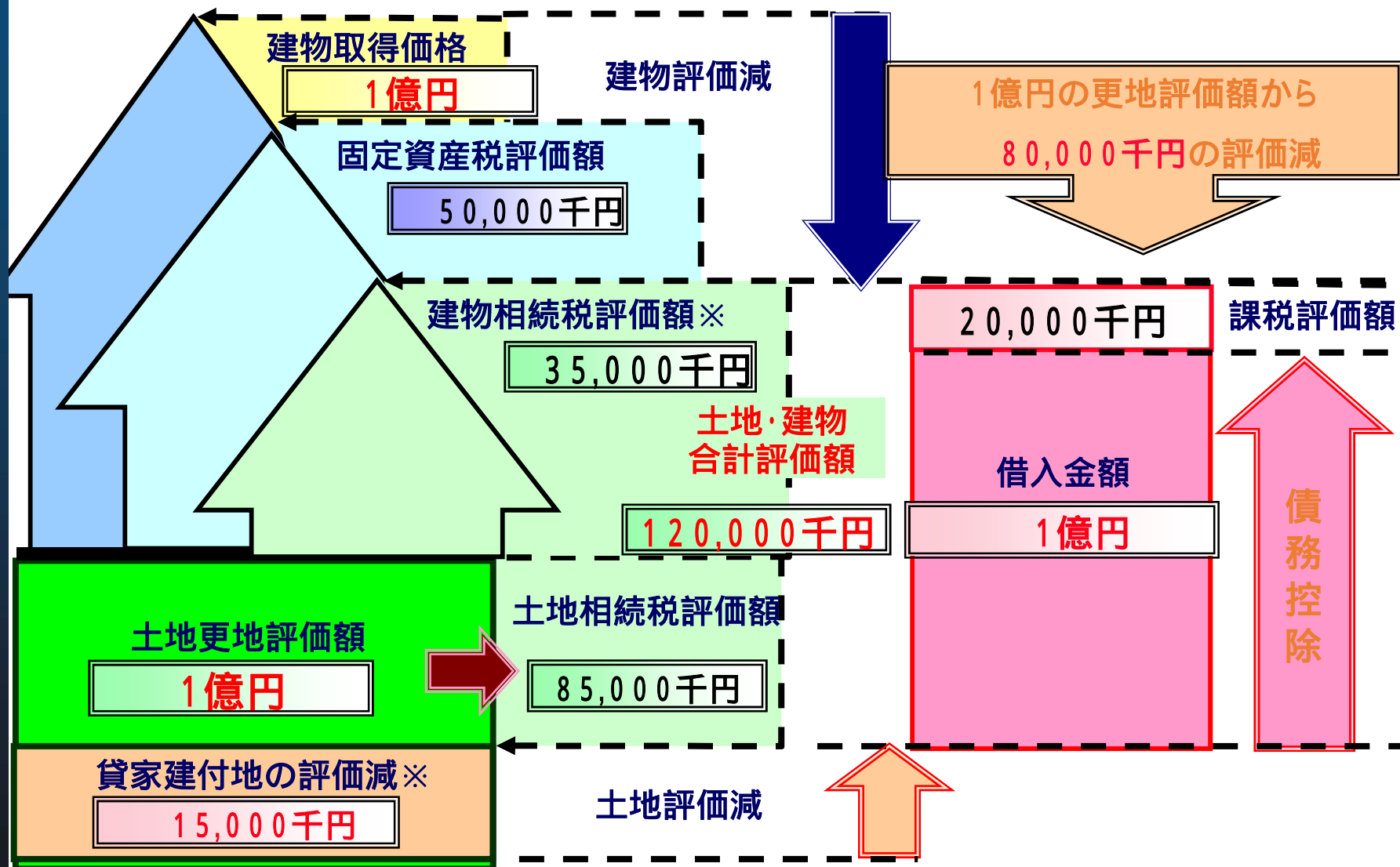
福祉型家族信託



特定贈与信託(非課税)



資産の組換え



※ 借地権50% × 借家権30% = 15%
 1億円 × 15% = 15,000千円

50,000千円 × 借家権30% = 15,000千円
 50,000千円 - 15,000千円 = 35,000千円

特定贈与信託(非課税)

アパート投資モデル

購入地(例)

【地積】
483.92㎡
(146.39坪)

【計画地 用途地域】
第2種住居地域
建蔽率：60%
容積率：200%

【物件概要】
軽量鉄骨造
2階建て1棟6世帯
建築面積：208.20㎡
(62.98坪)
延床面積：409.32㎡
(123.82坪)

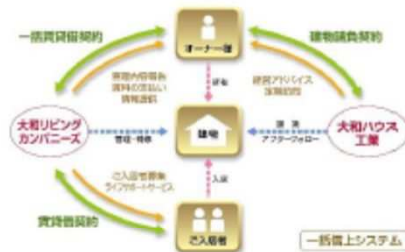
【配置計画】



【間取り図】 SÉJOUR WIT



【物件管理】 大和リビング 一括借上



【完成予想パース】



【間取り賃料】

2LDK：60.70㎡ (¥84,000)

3LDK：75.74㎡ (¥94,000)

※駐車場1台込みの査定賃料

【事業費内訳】

土地購入費：¥43,910,000 (想定)

建築工事費：¥80,400,000 (想定)

消費税：¥6,432,000

諸費用：¥1,758,000 ※登記費用等

総事業費：¥132,500,000

【資金計画】

自己資金：¥46,000,000

借入金額：¥86,500,000

※30年返済(1.0%,1.25%,1.5% 10年おきに変動想定)

【収支計画】※10年目

収入 賃料：¥5,575,000 ※保証料相殺後

総収入：¥5,575,000

支出 固都税：¥445,000 ※土地・建物
リペア：¥212,000 ※退去時改装費積立
その他：¥250,000 ※除排雪 共用電気代
借入返済：¥3,339,000

総支出：¥4,246,000

【キャッシュフロー】※10年目

¥1,329,000



大和ハウス工業株式会社 北海道支社
集合住宅事業部
DaiwaHouse Industry Co.,Ltd



特定贈与信託(非課税)

賃貸併用案件モデル

【土地】
 ■札幌市豊平区月寒東4条9丁目4-16
 【地積】
 ■223.65㎡(67.65坪)
 【用途地域】
 ■第2種中高層住居専用地域
 建築率60% 容積率200%
 【周辺施設】
 ■地下鉄駅:東西線「南郷7丁目」駅 約880m(徒歩11分)
 ■スーパー「アークス」月寒東店 約450m(徒歩6分)
 ■サッポロドラッグストア月寒東店 約230m(徒歩3分)
 【物件概要】
 ■xevoΣ 軽量鉄骨造 ガルバリウム鋼板葺
 ■建築面積 94.06㎡ 1階床面積:84.66㎡
 2階床面積:94.06㎡ 延床面積:178.72㎡(54.06坪)
 内)賃貸部分:75.31㎡
 居住部分:103.41㎡



【事業費内訳】
 ■土地購入費:18,900,000円
 ■建設工事費:44,500,000円
 ■消費税 : 3,560,000円
 ■諸費用 : 800,000円
 ■不動産取得税:200,000円
 総額 :67,960,000円

【資金計画】
 ■自己資金 :39,260,000円
 ■借入金 :28,700,000円
 (35年返済・変動金利0.825%)

【収支】
 ■賃料 : 100,800円・①

【支出】
 ■住宅ローン : 78,868円
 ■リペアバック : 4,185円
 ■固定資産税 : 17,000円(月割)
 合計 100,053円・②

①-② **747円**

★戸建ての居住性能を持ちながら
 支払いは0円です。

【物件管理】大和リビング 30年一括借上げ



大和ハウス工業株式会社 北海道支社
 札幌市東区南一条1丁目10番4号505号 Tel:011-750-0111 Fax:011-750-0159
 支店:札幌市東区南一条1丁目10番4号505号 Tel:011-750-0111 Fax:011-750-0159
 支店:札幌市東区南一条1丁目10番4号505号 Tel:011-750-0111 Fax:011-750-0159
 支店:札幌市東区南一条1丁目10番4号505号 Tel:011-750-0111 Fax:011-750-0159

【配置計画】



【1F PLAN】



【2F PLAN】



こんな事を悩んでいませんか。

まずは、子どもに資産承継するが、
その後は、孫に資産承継させたい。

これらのことを
「家族信託制度」は解決できます。

遺言書と「後継遺贈」

遺言書

一、遺言者 加藤太郎はその所有する左記不動産を北海道札幌市厚別区上野幌一条二丁目四番三号 加藤花子に相続させる。その後花子が死したなら左記財産は長男一郎に相続させる。

記

(一) 北海道札幌市厚別区上野幌一条二丁目四番三号

宅地 二四七七六平方メートル

(二) 同所同番号

家屋番号四番三号

木造スレート亜鉛メッキ鋼板葺二階建居宅一棟

一階 四五・五六平方メートル 二階 三三・三三平方メートル

二、北海道札幌市中央区南一条西十丁目四 弁護士 山田二郎

を遺言執行者に指定する。

この遺言のため遺言者自らこの遺言書に全文を筆記し日付および氏名を自署して捺印する。

平成三十一年一月二十五日

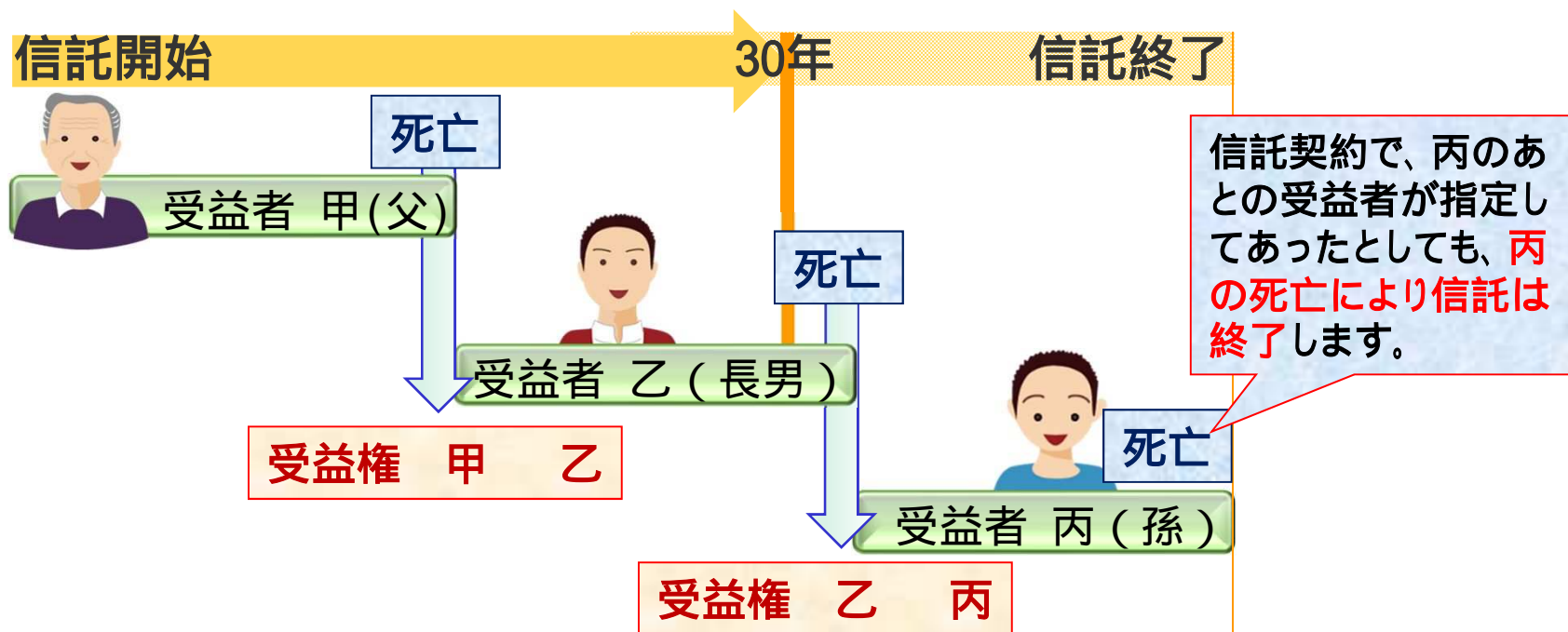
北海道札幌市厚別区一条二丁目四番三号

加藤太郎 

後継ぎ遺贈型受益者連続信託

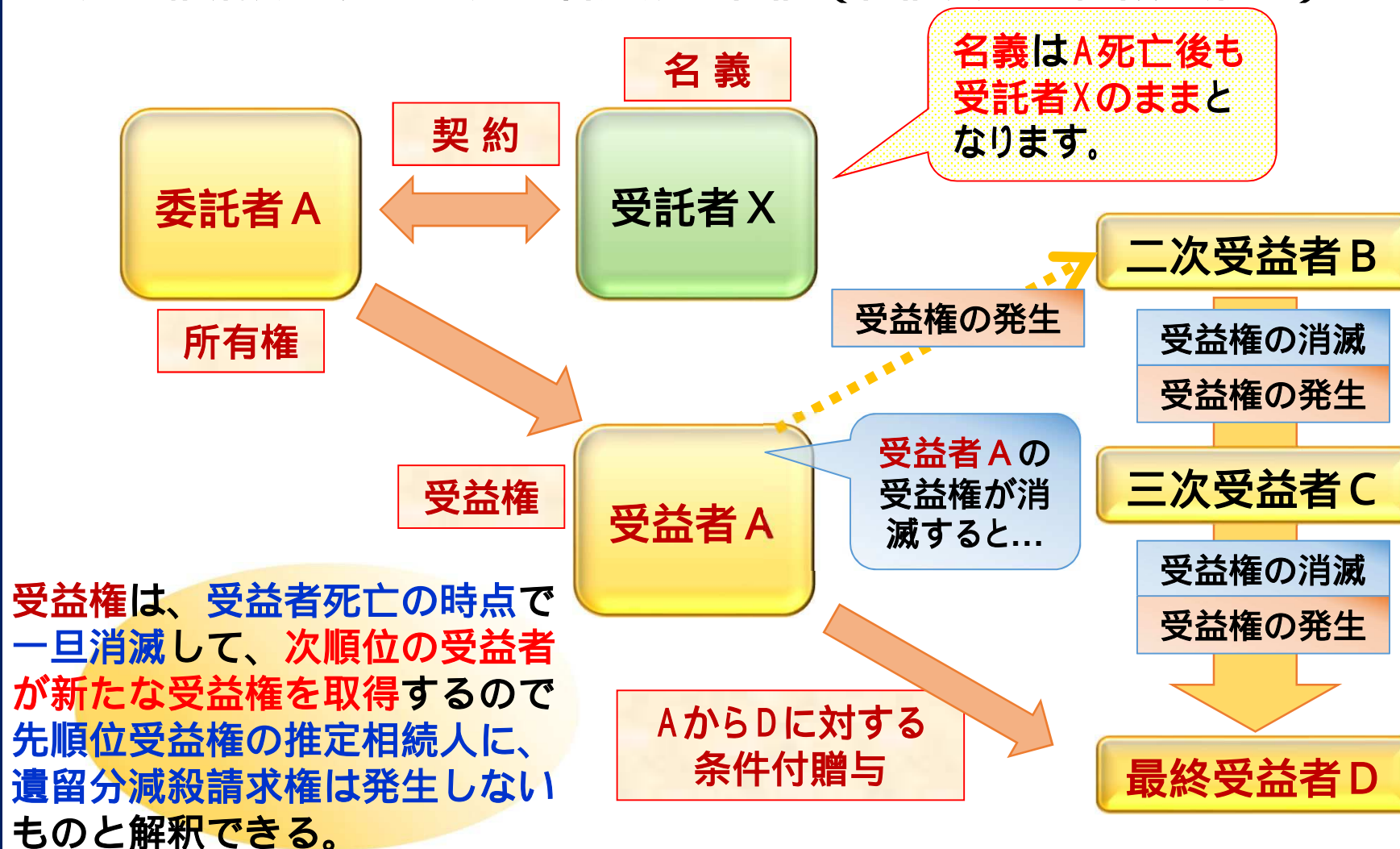
後継ぎ遺贈型信託とは、信託契約により受益者が死亡した場合には、その次の受益者を指定することが出来る信託です。つまり受益者が死亡した場合には、「受益権」が承継されることとなりますが、その受益権を承継する人をあらかじめ決めておくことが出来ます。ただし、信託の期間には限りがあります。最初の信託開始から30年を経過した時以後にこの契約により受益権を取得した受益者丙が死亡した時点で信託は終了します。

(信託法91)



改正信託法による家族信託制度

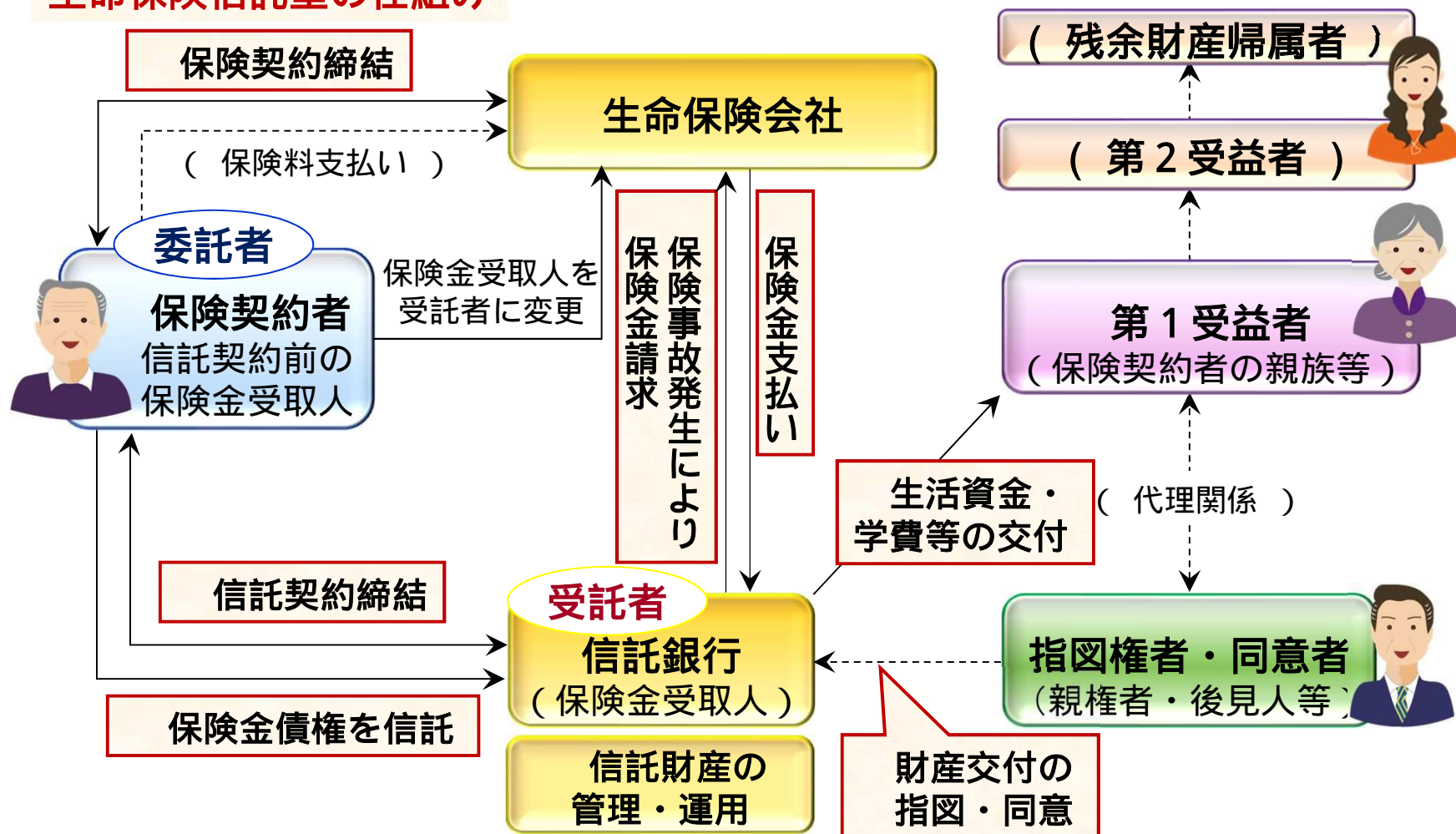
受益権消滅・発生の受益者連続型信託（信託法91条前段の形態）



受益権は、受益者死亡の時点で一旦消滅して、次順位の受益者が新たな受益権を取得するので先順位受益権の推定相続人に、遺留分減殺請求権は発生しないものと解釈できる。

生命保険信託の活用 (寄与分・非課税財産確保)

生命保険信託型の仕組み



死亡後の当面の費用に充て、残りを月々生活資金に充てる。

こんな事を悩んでいませんか。

孫に贈与したいが、多額の財産を持たせると心配だ。

これらのことを
「家族信託制度」は解決できます。

「連年贈与にならない」

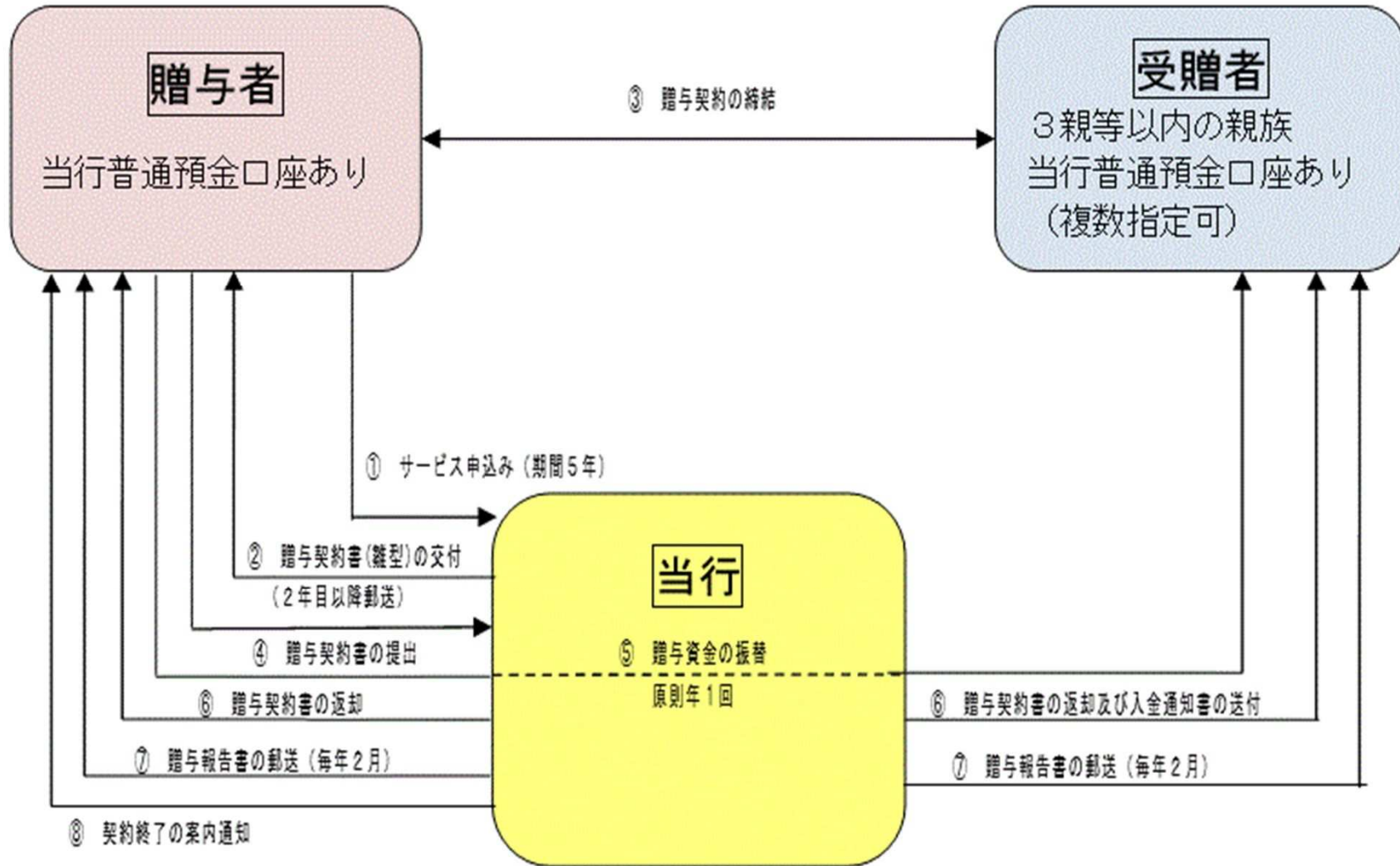
相続税法第24条に規定する「定期金給付契約に関する権利」とは、相続税法基本通達24 - 1《「定期金給付契約に関する権利」の意義》において、「契約によりある期間定期的に金銭その他の給付を受けることを目的とする債権をい」うこととされており、一定期間にわたり定期的に贈与を行うことが贈与者・受贈者間で契約されている場合には、その契約の時点で、定期金給付契約に関する権利の贈与として、贈与税の課税関係が生じることとなります。

しかしながら、贈与は、民法第549条《贈与》において、「当事者の一方が自己の財産を無償で相手方に与える意思を表示し、相手方が受諾をすることによって、その効力を生ずる」こととされており、贈与者の贈与の意思表示だけでなく、受贈者の贈与を受ける意思表示を必要とする双方合意で成立することとされております。

また、贈与による財産の取得時期については、相続税法基本通達1の3・1の4共 - 8《財産取得の時期の原則》において「書面によるものについてはその契約の効力の発生した時」と取り扱われています。その申込みは贈与者が行い、当行は、贈与の都度、贈与者・受贈者間の贈与の意思確認を行った上で、その双方合意による贈与契約の成立を証する贈与契約書に基づいて贈与資金の払出し・振込(預金の振替)を行うこととしています。このことからすると、本件サービスの申込みによって贈与契約が成立するものではなく、本件サービスによる「贈与資金の払出し・振込(預金の振替)」は本件サービスの契約期間中の各年に締結される贈与契約の履行として行われるものであるため、本件サービスに基づき行われる贈与については、その贈与契約によって効力が生ずるものと考えられます。

国税庁

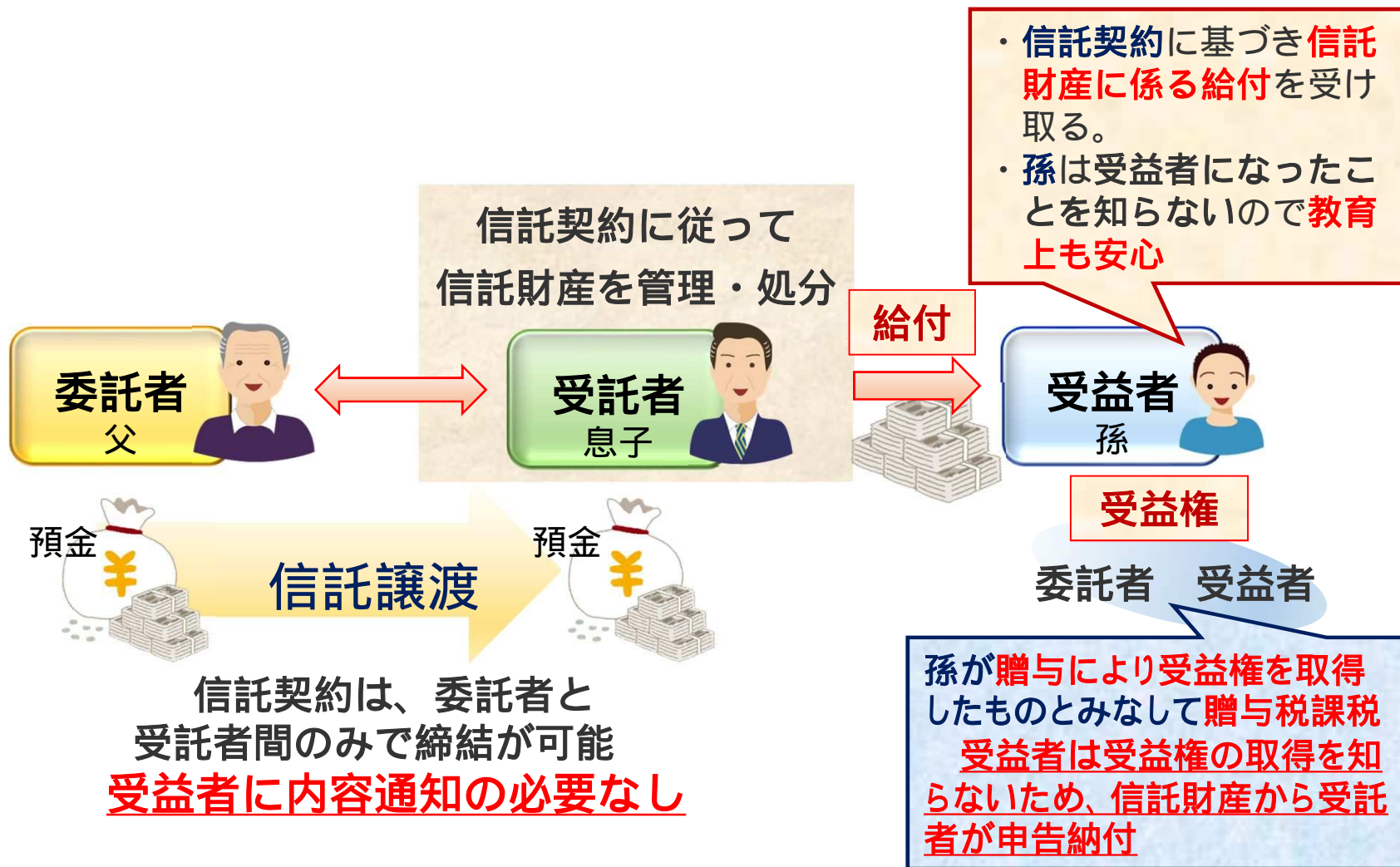
「連年贈与にならない」



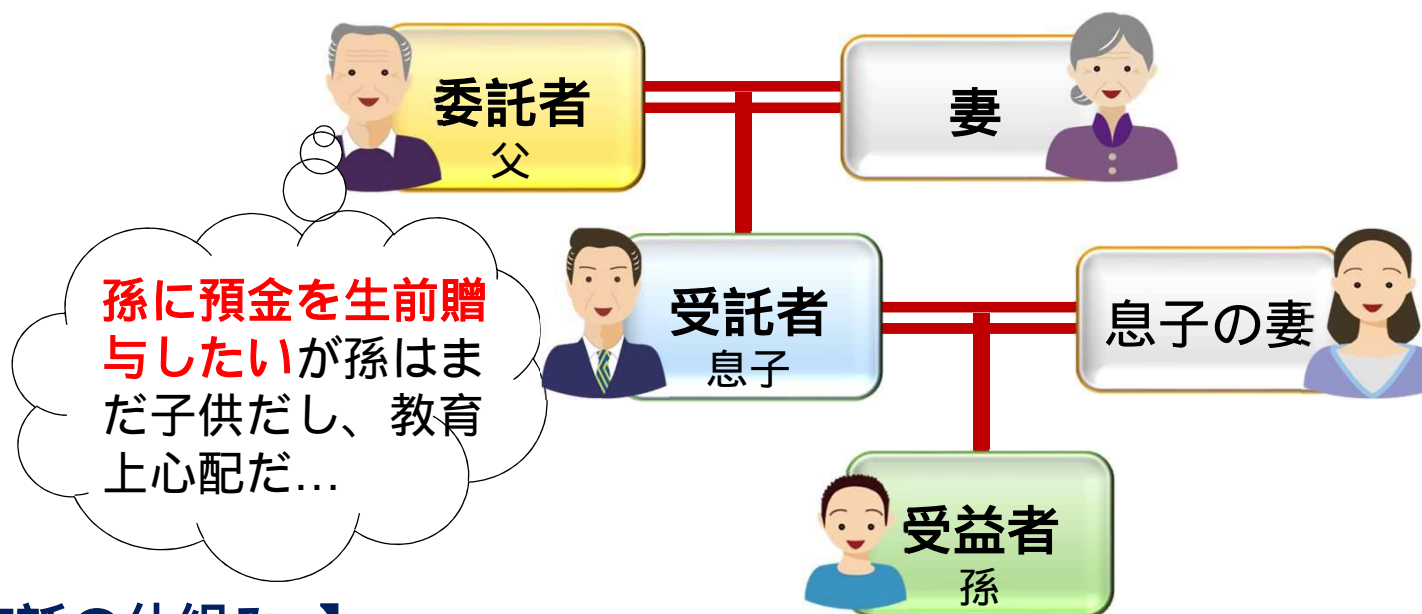
国税庁

生前贈与を実行

教育上の配慮から、多額の財産を受益者に知らせることなく承継する。



連年贈与認定を回避



【 信託の仕組み 】

委託者	父
受託者	息子
受益者	孫
信託財産	A銀行の普通預金
信託財産の給付等	受託者は以下のタイミングで信託財産の中から孫に現金を支給する ・ 高校入学, 大学入学, 就職 : 100万円 ・ 結婚 : 1000万円
信託終了事由 残余財産の 帰属権利者	孫が30歳になった時点で終了し、残余財産は孫に帰属する。ただし、孫がその時点で家業を継いでいなければ、残余財産は息子に帰属する

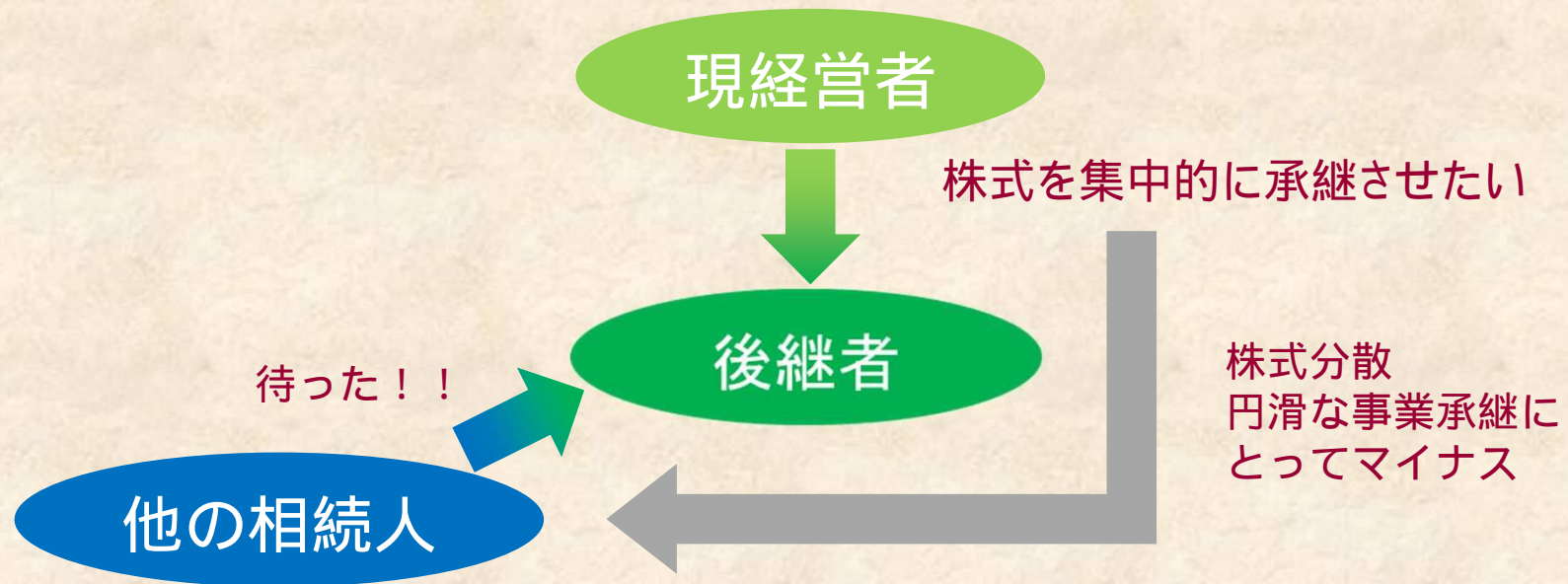
こんな事を悩んでいませんか。

会社を経営しているが、財産を渡したくない相続人がいる。

これらのことを
「家族信託制度」は解決できます。

遺留分と民法特例法

推定相続人が複数いる場合、後継者に自社株式を集中して承継させようとしても、遺留分を侵害された相続人から遺留分に相当する財産の返還を求められた結果、自社株式が分散してしまうなど、事業承継にとっては大きなマイナスとなる場合があります。



この民法特例を活用すると、後継者を含めた現経営者の推定相続人全員の合意の上で、現経営者から後継者に贈与等された自社株式について、
遺留分算定基礎財産から除外(除外合意)、又は、
遺留分算定基礎財産に算入する価額を合意時に固定(固定合意)をすることができます。

一般社団法人の持ち株会社

【 A 会社貸借対照表 】

預 金	その他の負債
その他の資産	高収益物件の負債 (信託)
高収益物件 (信託)	未払金免除益 (信託)
不動産含み損 (信託)	一般社団法人 修の会 (持ち株会社)

遺留分

私
が
死
ん
だ
ら
 知
人
A
に
 4000
万
円
 す
べ
て
の
財
産
を
ゆ
ず
る
 遺
言
書

知人A



知人Aに請求できる金額となります。

配偶者と子ども2人の場合

配偶者の法定相続分 = 2,000万円
 子どもAの法定相続分 = 1,000万円
 子どもBの法定相続分 = 1,000万円

遺留分

$$\times \frac{1}{2}$$

1,000万円
 500万円
 500万円

遺留分の請求は、遺留分の侵害を知ってから1年以内に行わなければなりません。知らない場合でも、相続の開始から10年で権利を失うこととなります。

遺留分算定基礎財産

『遺留分算定の基礎となる財産額』を求める

$$\begin{array}{l}
 \text{相続開始時の} \\
 \text{プラス財産価} \\
 \text{格総額}
 \end{array}
 +
 \begin{array}{l}
 \text{一生の生前贈与} \\
 \text{財産の価額} \\
 \text{(注)}
 \end{array}
 -
 \begin{array}{l}
 \text{相続債務}
 \end{array}
 =
 \begin{array}{l}
 \text{遺留分算定の} \\
 \text{基礎となる} \\
 \text{財産価額}
 \end{array}$$

(注) 計算に加える生前贈与財産は、次のとおりです。

相続開始前1年以内になされた贈与は、無条件でその価額を算入
します(民法1030条)

相続開始前1年以上前になされた贈与は、**贈与者・受贈者の双方
が遺留分権利者に損額を与えることを承知したうえでなされた場
合**には、何年前でもその価額を算入します(同条)

特別受益として受けた贈与は、すべて算入します
(平成10年3月24日最高裁判決)

市価よりも非常に安い価格で売買されたようなケースでは、その
差額を実質的に贈与として算入します

みなし相続財産（遺留分対象外）

相続税課税対象財産

家族信託

みなし相続財産

生命保険
死亡退職金

本来の相続財産

預貯金・不動産・自社株など

議決権を確保するための信託と一般社団法人の活用例

分散してしまった株式の議決権を信託を活用して 一般社団法人に集約する

創業者一族内に分散してしまった株式の整理を行いたいが、株式の評価額も高いし、株主も配当を楽しみにしてるし、株を買い集めるのは難しいな...

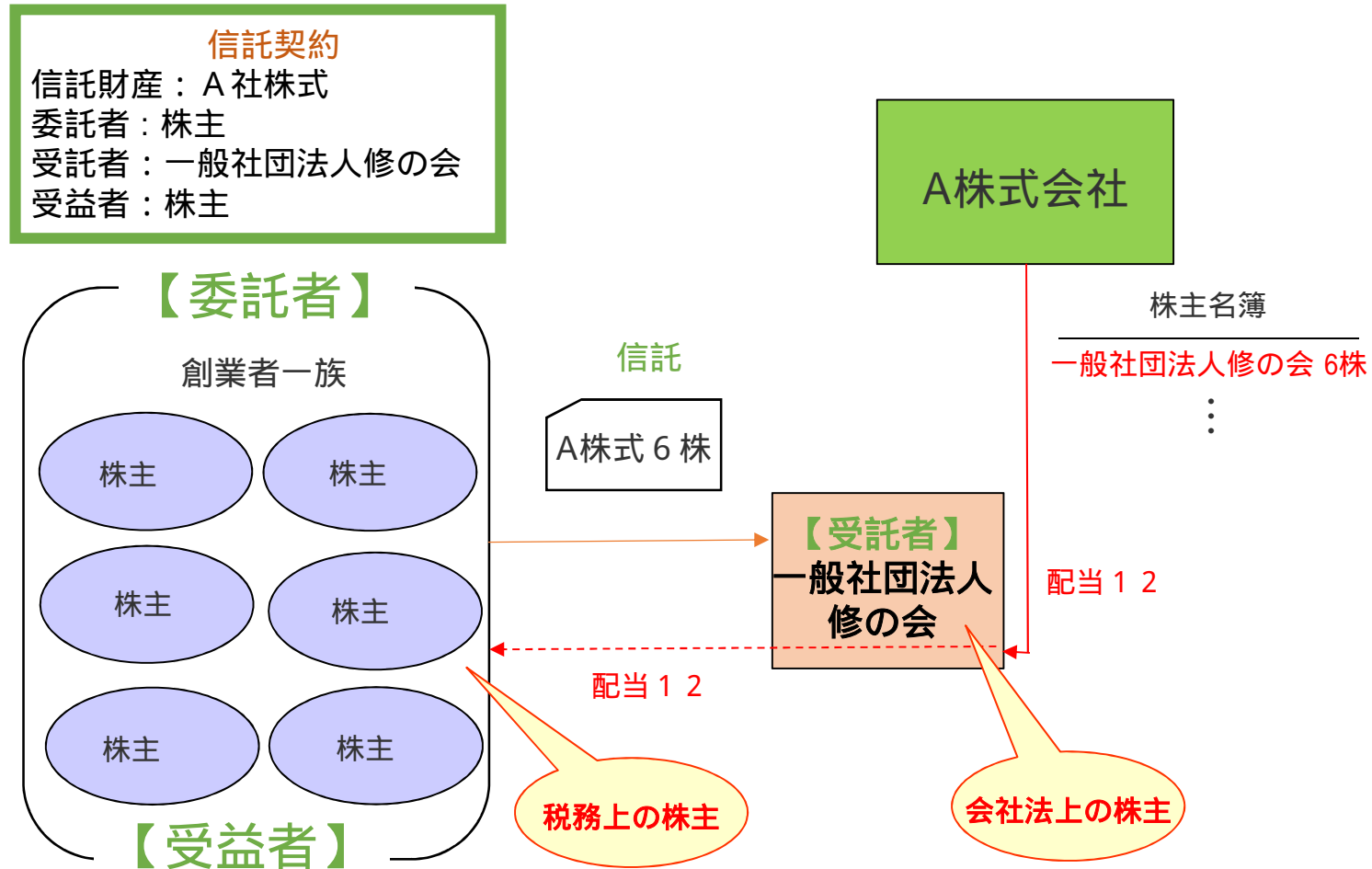


【 信託の仕組み 】

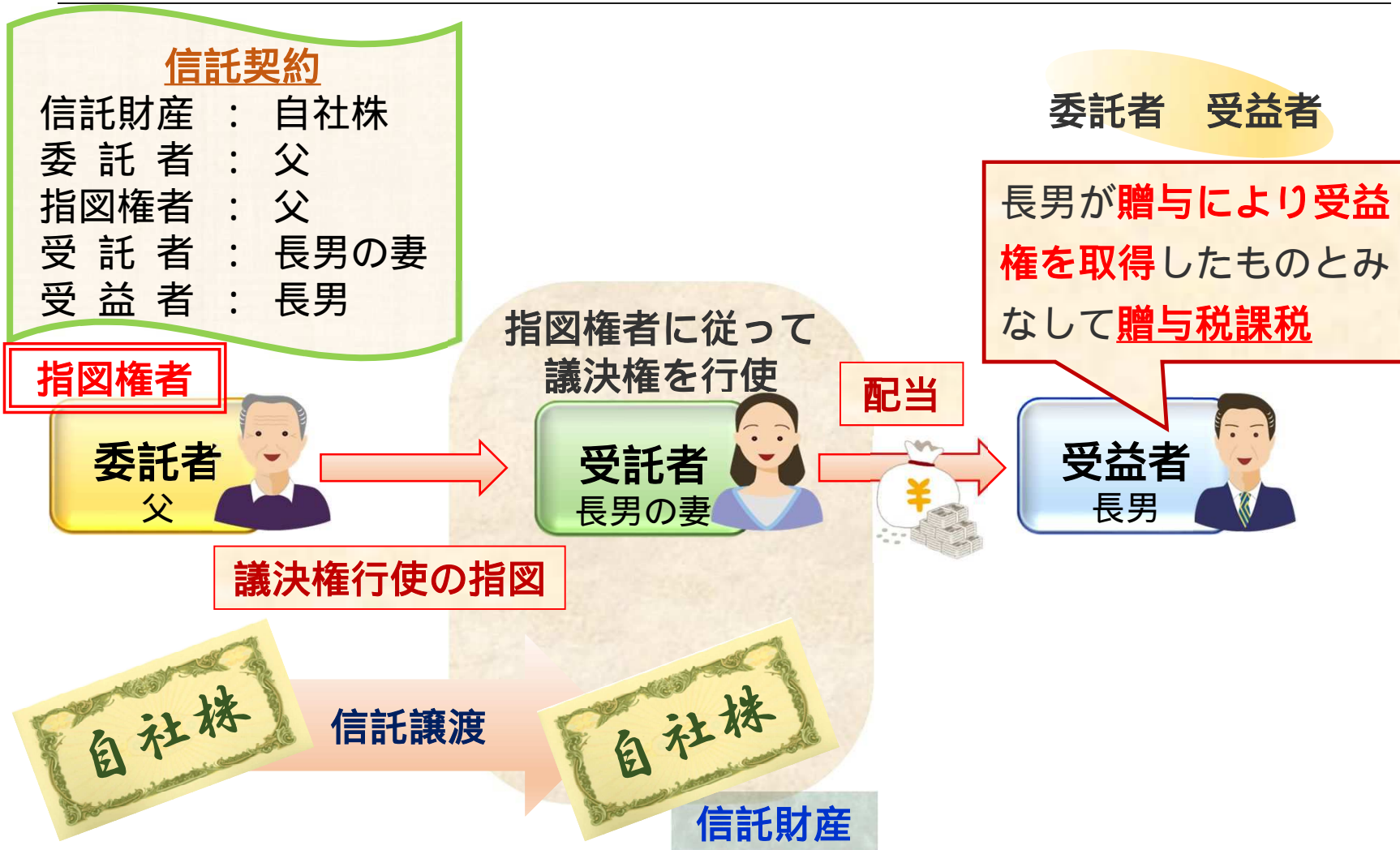
委託者	株主（創業者一族）
受託者	一般社団法人修の会
受益者	株主（創業者一族）
信託財産	A社株式
信託終了事由 残余財産の帰属権利者	甲の死亡により終了し、残余財産は息子に帰属する

議決権を確保するための信託と一般社団法人の活用例

分散してしまった株式の議決権を信託を活用して一般社団法人に集約する。



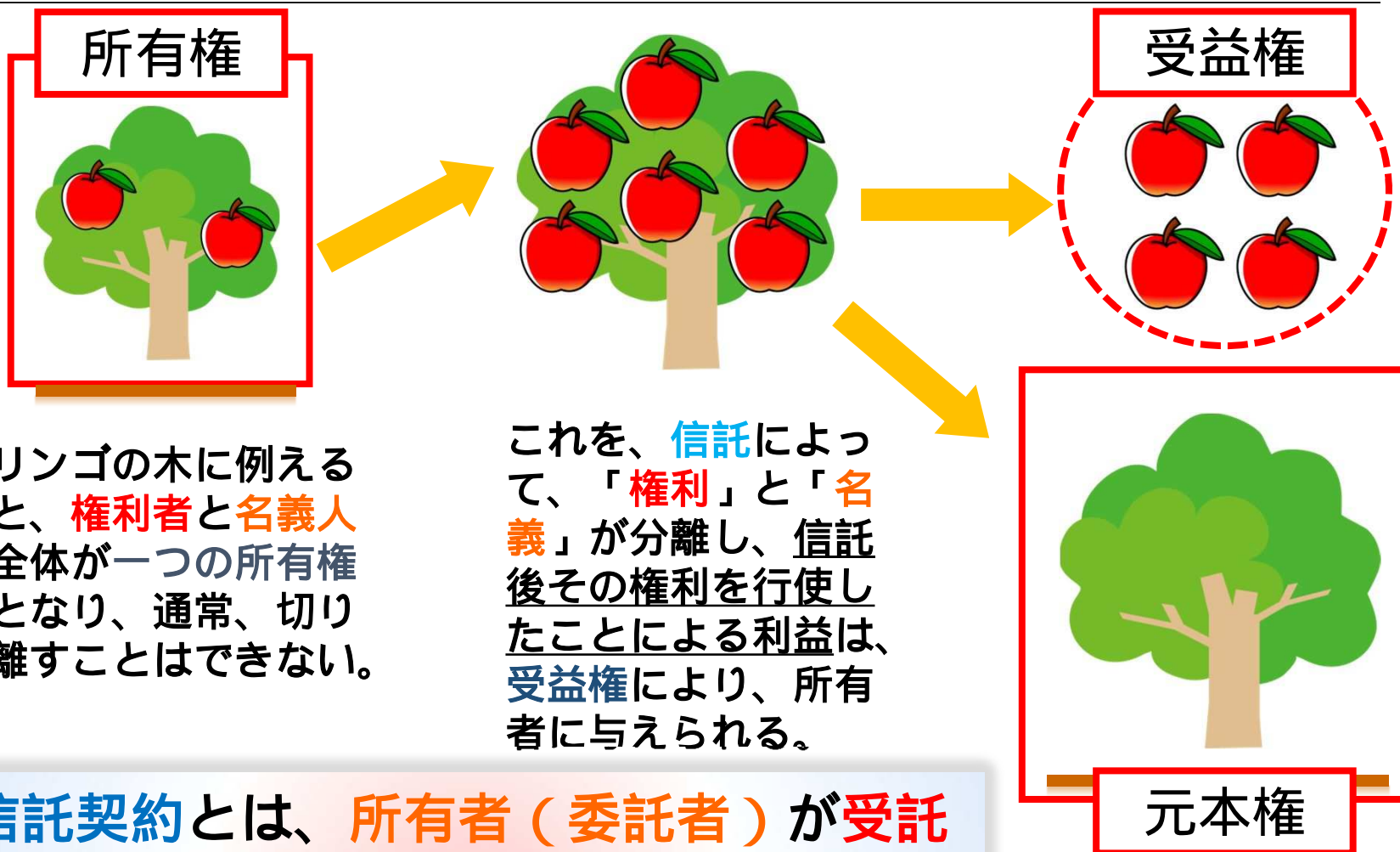
円滑な事業承継のための信託の活用例



父が死亡した場合には信託が終了

信託の効力発生時に贈与税が課税されているため、課税関係は生じない

信託制度による複層化



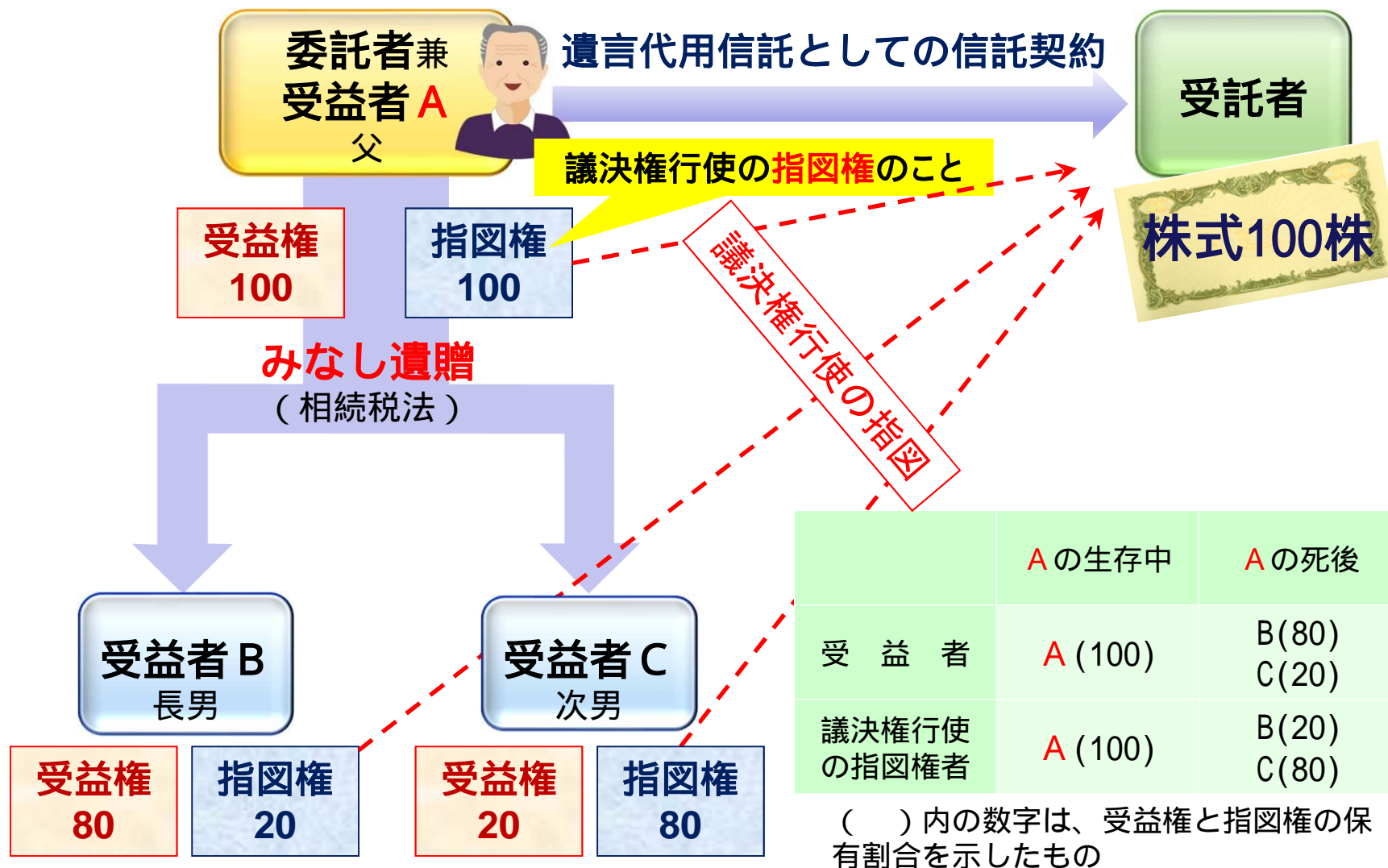
リンゴの木に例えると、**権利者**と**名義人**全体が一つの**所有権**となり、通常、切り離すことはできない。

これを、**信託**によって、「**権利**」と「**名義**」が分離し、信託後その権利を行使したことによる利益は、**受益権**により、所有者に与えられる。

信託契約とは、**所有者（委託者）**が**受託者**に信託目的に従って管理運用を任せる制度です。その際、元々持っていた**所有権**を失うことはありません。

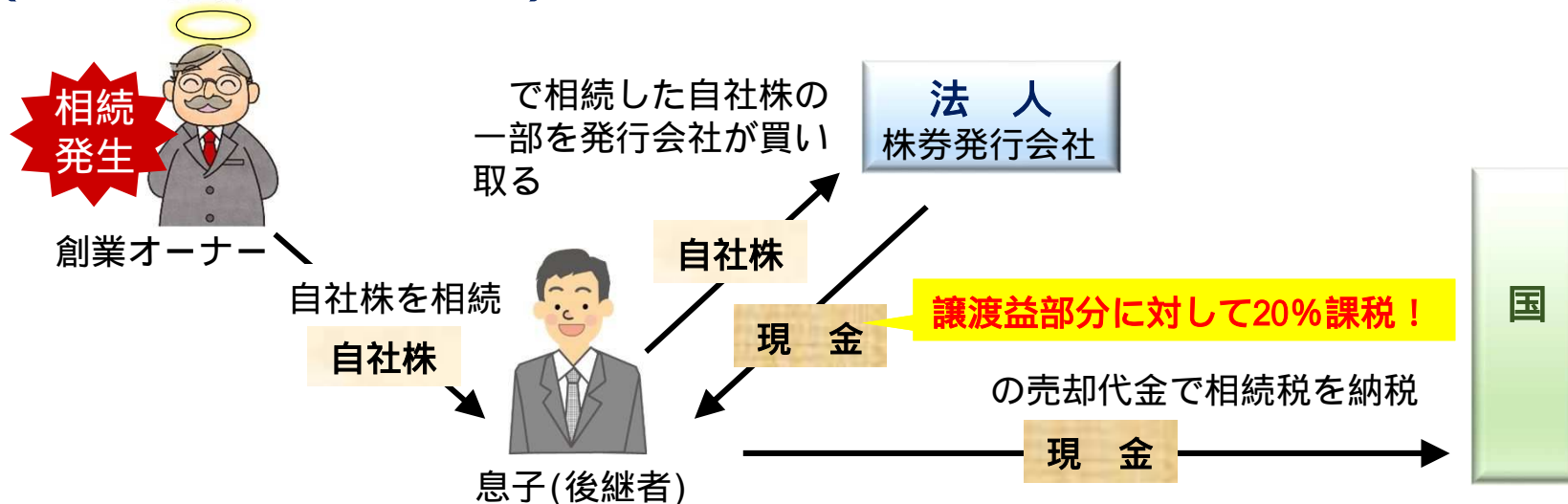
信託終了後は、元の所有者に**所有権**は戻ってきます。

円滑な事業承継のための信託の活用例

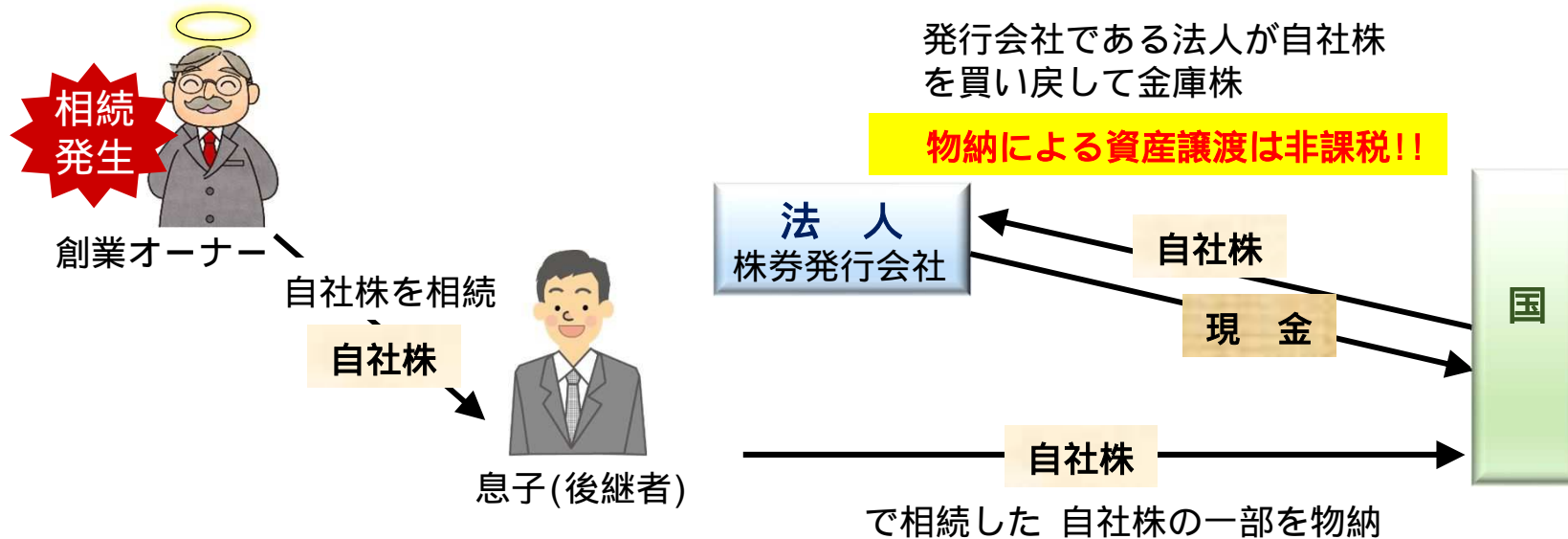


相続税の納付(物納)

(相続金庫株のイメージ図)



(自社株物納のイメージ図)





『不動産管理信託(ハートワン信託会社)』

不動産管理信託

3. 不動産管理信託の概要 (1) 信託登場人物

■ 委託者 ■

信託目的を定め、
財産を預ける人



オーナー様

■ 受託者 ■

信託財産を預かり、所有者として
信託目的に従って管理・処分をする人



ハートワン信託

■ 受益者 ■

信託配当（信託期間中）、
信託財産（信託終了時）を受け取る人



オーナー様もしくはご家族様など

■ 不動産管理者 ■

信託契約終了後は、
ハートワン信託から委託され、不動産を管理

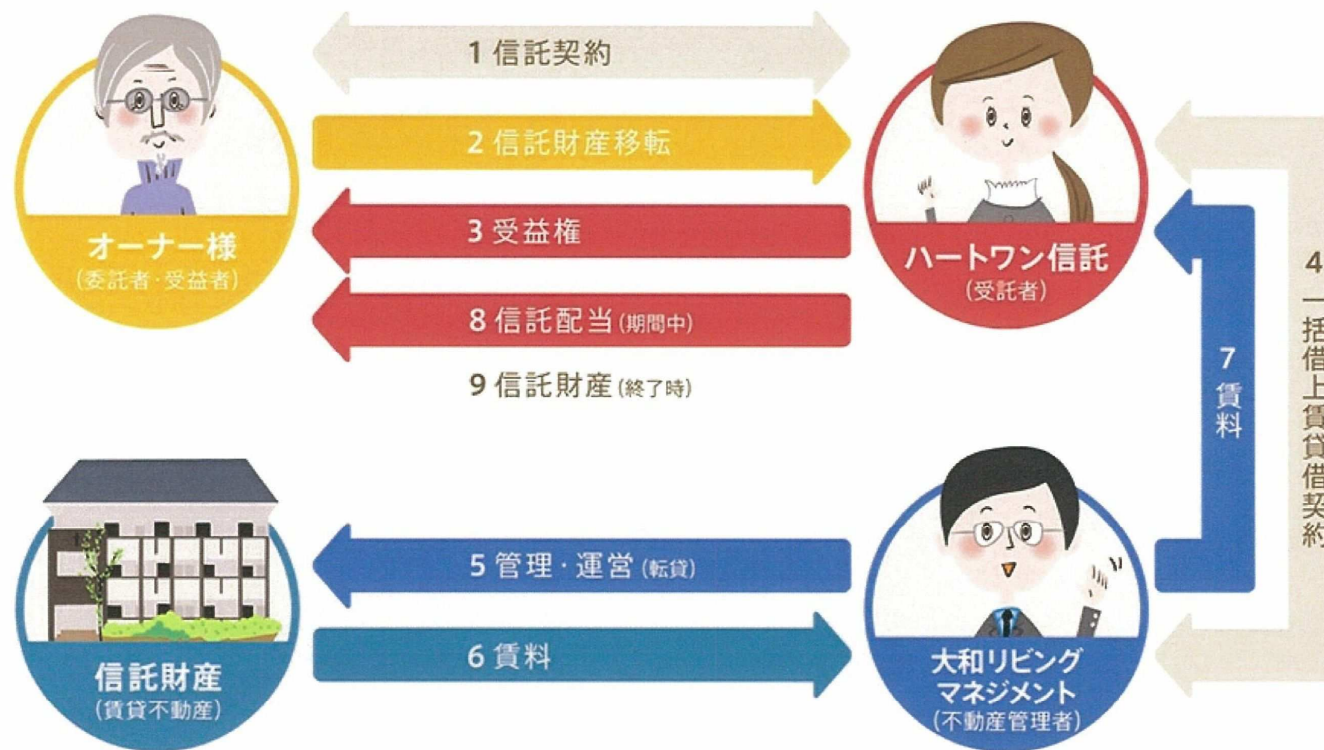


大和リビングマネジメント



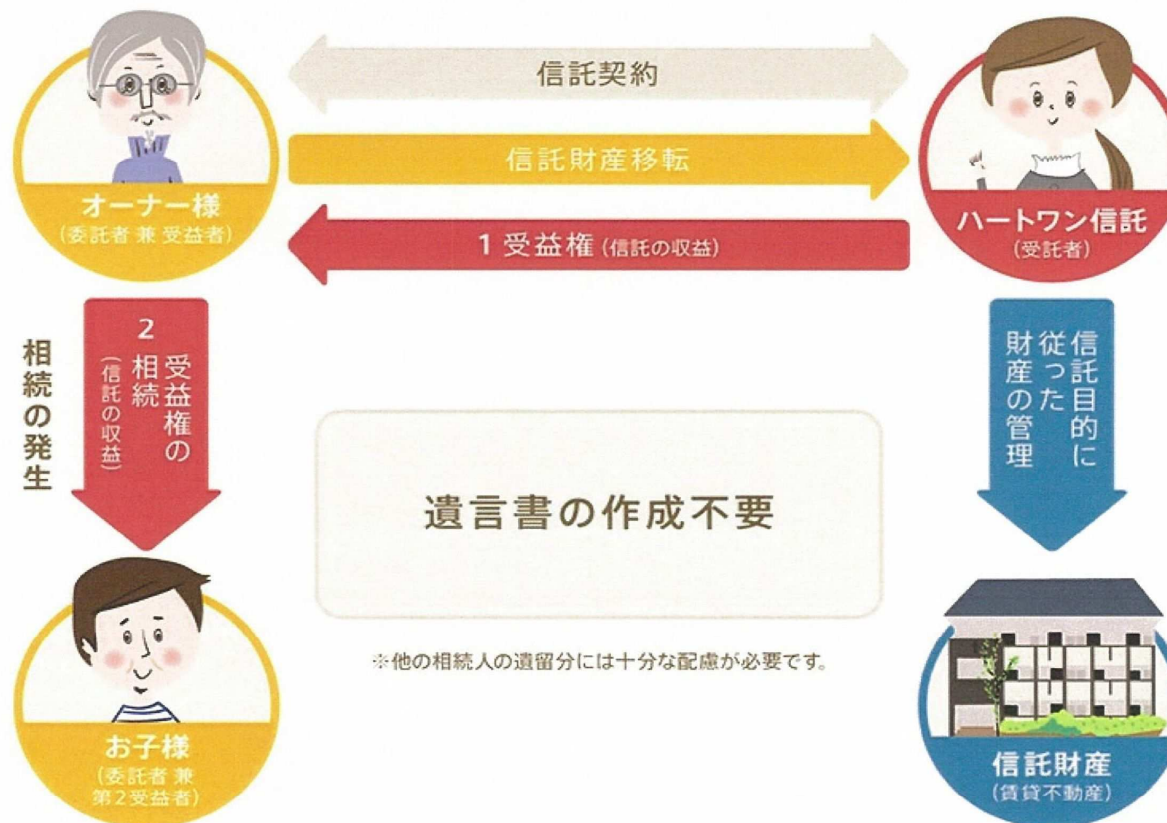
不動産管理信託

(2) 不動産管理信託の流れ



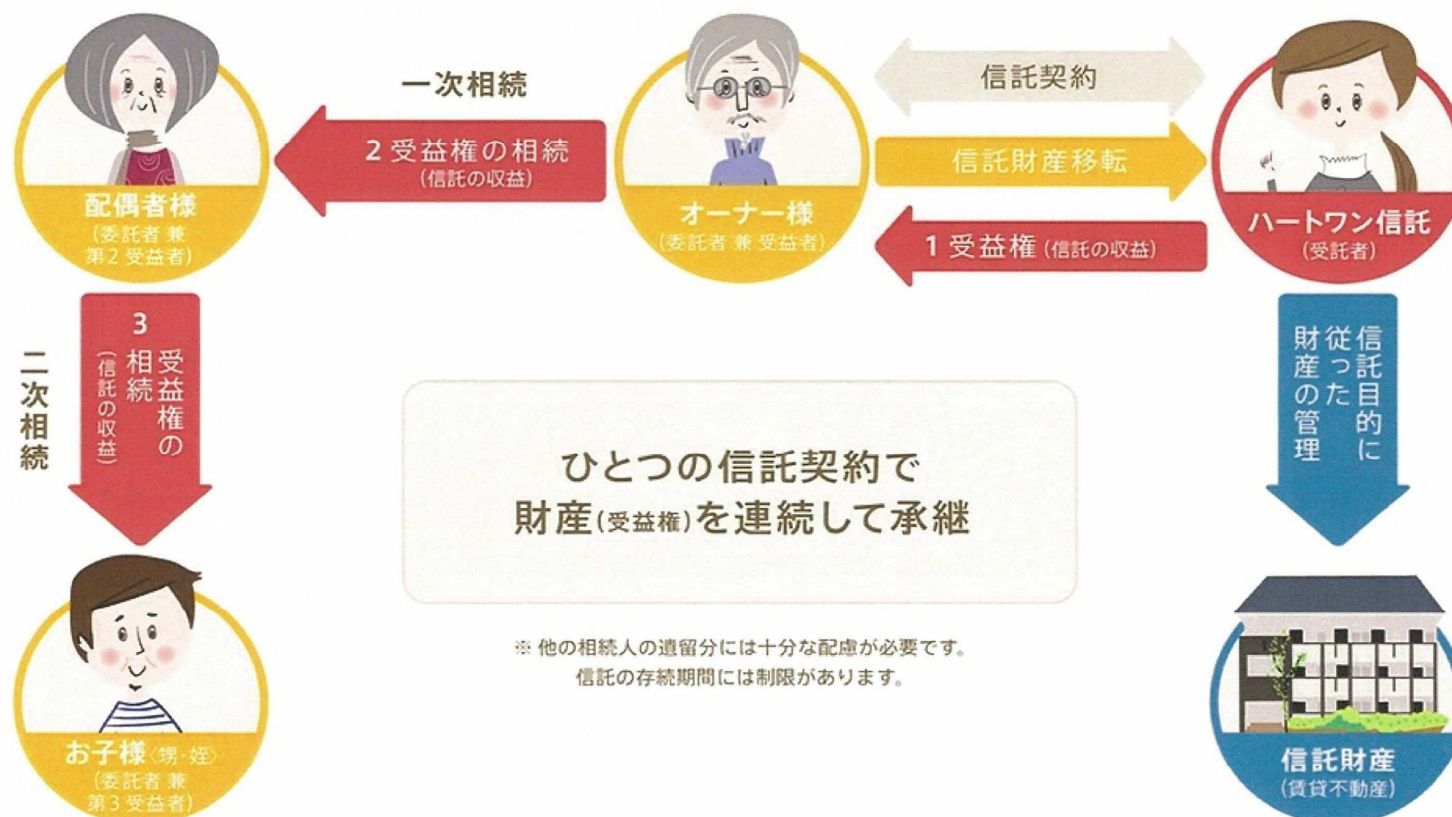
不動産管理信託

■ 遺言代用の流れ



不動産管理信託

■ 財産の連続承継の流れ



受託者責任

受託者の義務のうち、最も基本的なものとして、以下の3つを挙げることができます。

善管注意義務：受託者は、善良な管理者の注意をもって信託事務を処理しなければなりません。

忠実義務：受託者は、受益者のため忠実に信託事務の処理をしなければなりません。

分別管理義務：受託者は、信託財産に属する財産と固有財産（受託者の個人財産）や他の信託財産に属する財産とを、分別して管理しなければなりません。

受託者責任

信託事務の処理の委託における第三者の選任・監督義務

受託者は信託事務の処理を第三者に委託する場合、適切な者に委託しなければならず、また当該第三者に対して必要かつ適切な監督を行わなければなりません。

公平義務

受託者は受益者複数の信託において受益者のために公平にその職務を行わなければなりません。

帳簿等の作成等、報告・保存の義務等

受託者は信託財産に係る帳簿その他の書類を作成しなければなりません。また、毎年1回、一定の時期に貸借対照表、損益計算書その他の書類を作成し、その内容について受益者に対して報告しなければなりません。さらに、信託に関する書類を、一定期間、保存しなければなりません。そして、受益者の請求に応じて信託に関する書類を閲覧させなければなりません。

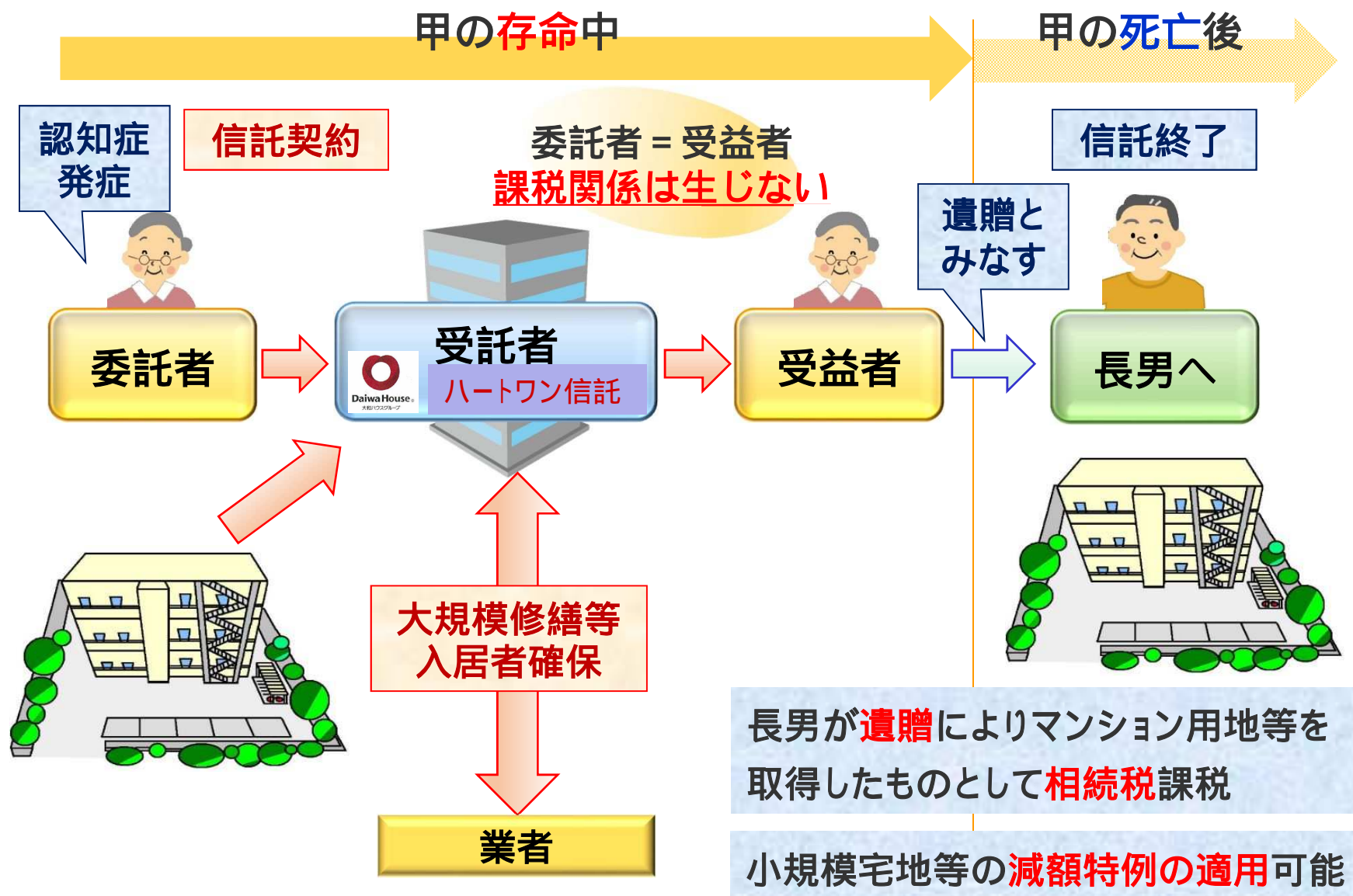
損失てん補責任等

受託者がその任務を怠ったことにより、信託財産に損失が生じた場合または変更が生じた場合、受益者の請求により、受託者は損失のてん補または原状の回復の責任を負います。



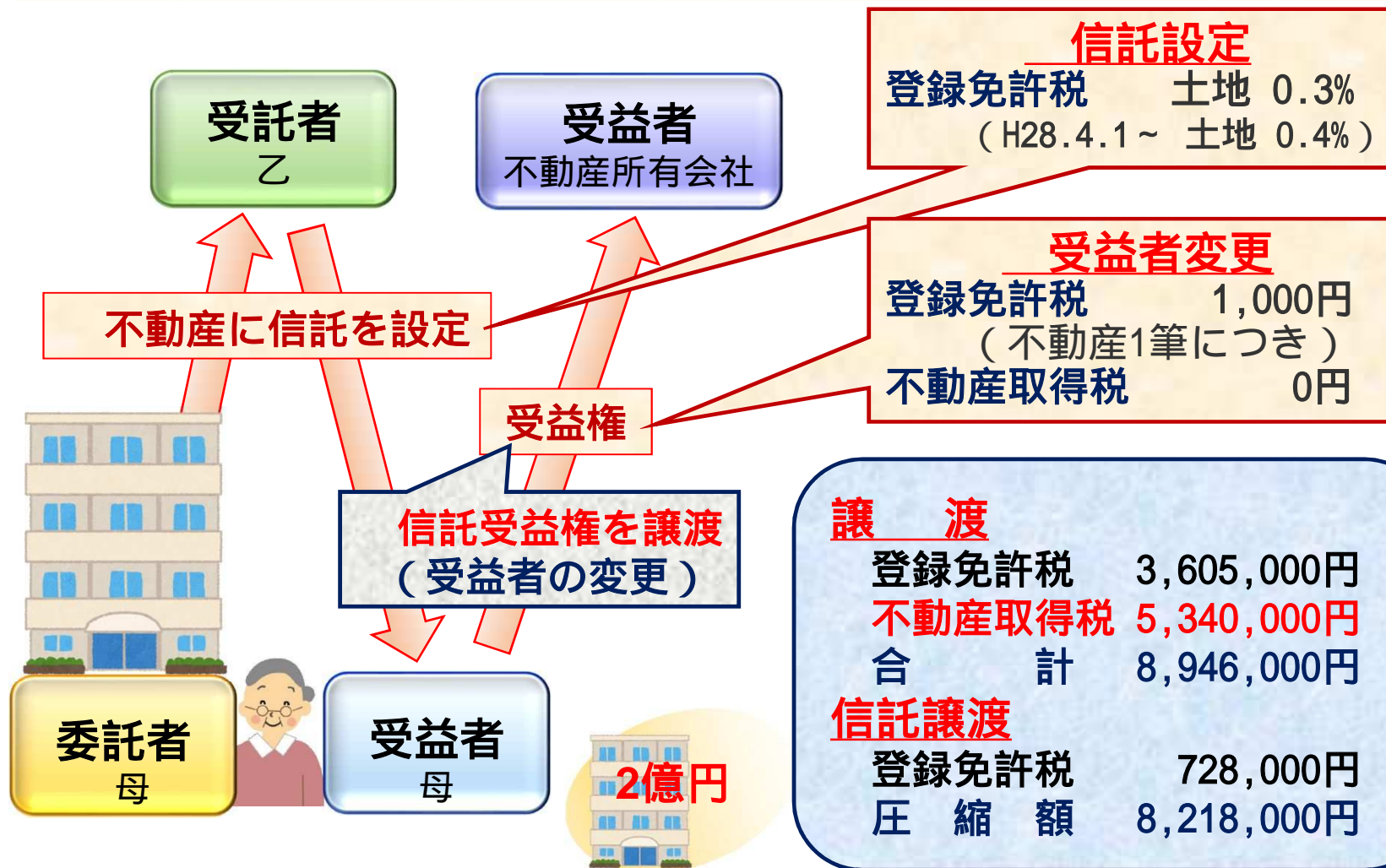
『不動産管理信託の事例』 (ハートワン信託会社)

認知症対策(遺言代用信託)

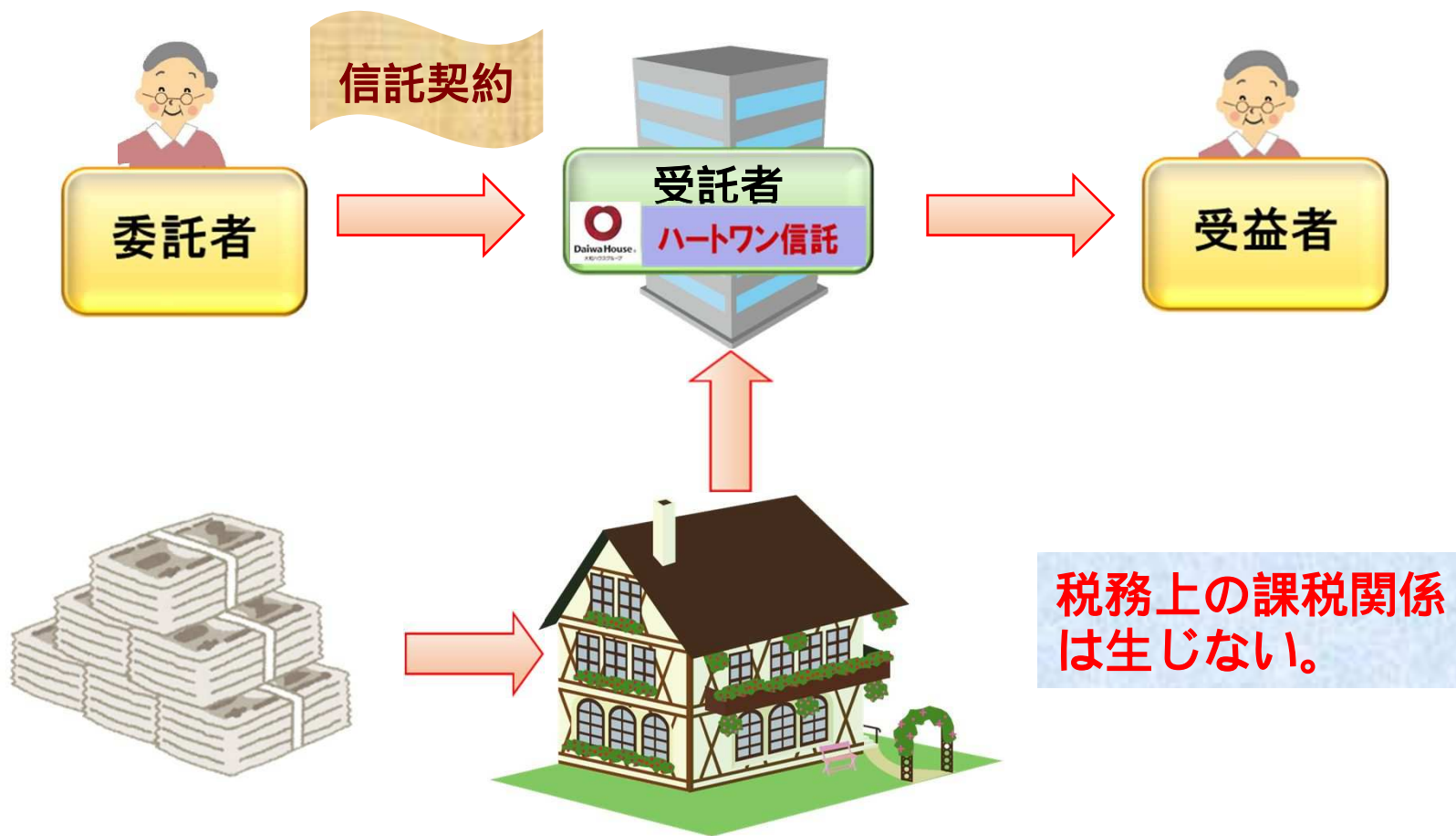


信託制度と不動産流通税

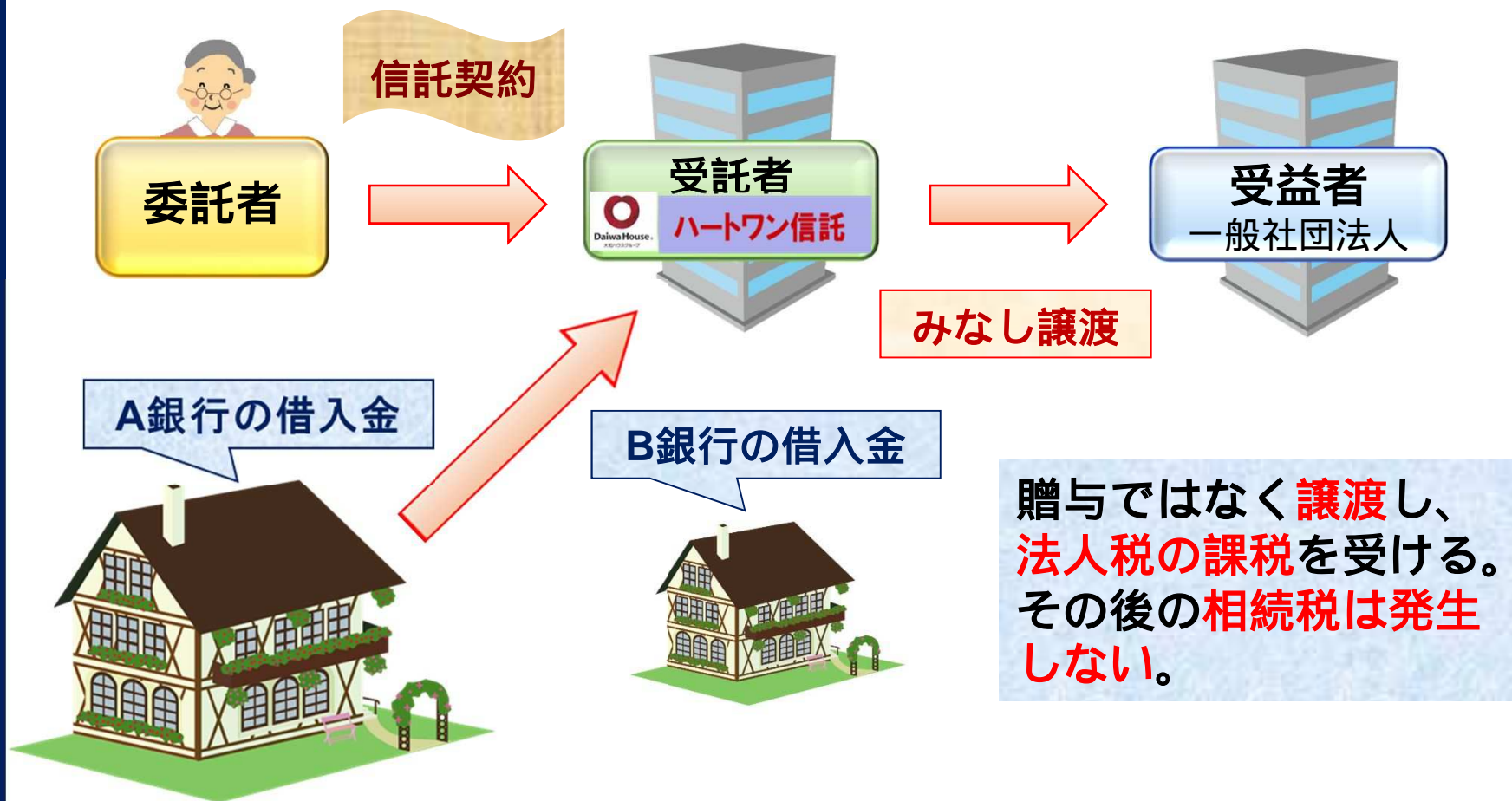
不動産売買 信託受益権の売買 (= 信託設定 受益権売買)



金融資産を不動産に変換

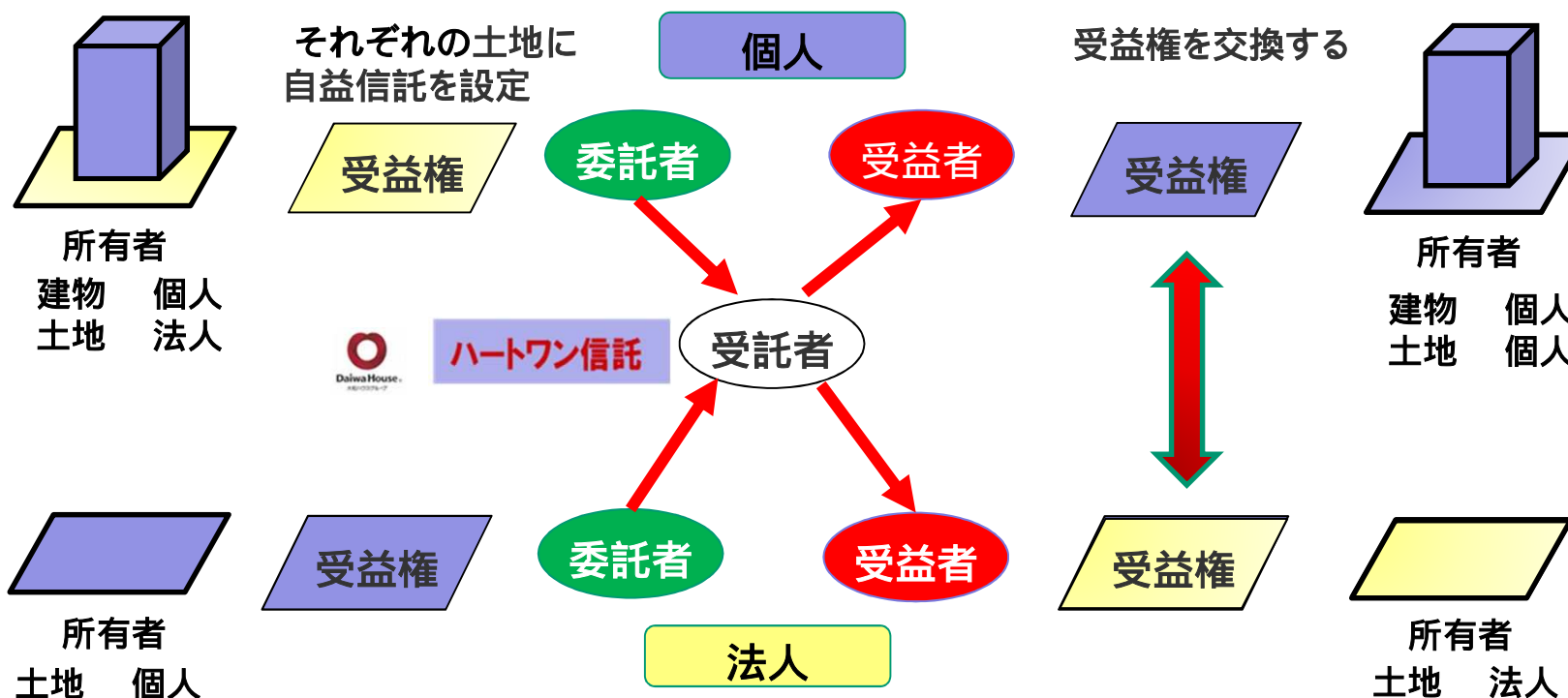


高収益物件を一般社団法人に信託・譲渡



不動産交換(= 信託設定 受益権交換)

「法人所有の土地の上に個人所有の自宅が建っている」という状態であったため個人所有の土地との交換を行うケース
土地に信託を設定し、受益権の交換とすることで不動産流通税を節税



『家族信託の相続学校』

家族信託・相続学校のレジュメ

50歳からの相続学校

『第1講 ガイダンス・相続税の仕組みを知る。』

～やさしい解説で相続の基礎から対策まで全てが分かる～

2015年8月23日(日)

あすか税理士法人

代表税理士・法学博士 川股修二



家族信託・相続学校の開催とフォロー



ダイワハウスの税務セミナー
50歳からの相続学校（全8回）
2015年8月29日（土）

第6講『財産評価を下げる。』
講師 あすか税理士法人 代表税理士 川股修二氏

工業株式会社 札幌支店
集合住宅営業所
TEL：011-750-3122



シミュレーションPlusの3stepアプローチ

3stepに分かれた帳票

が「情報」「状況」をより分かりやすく伝える



【財産カウンセリング】

優れた一覧性のある報告書



【相続税シミュレーション】

試算の全記録をステップごとに保存しておくことが可能



【相続対策プランニング】

プロフェッショナルとしての提案が網羅

シミュレーションPlusの3stepアプローチ

相続対策プランニング

14の対策案を選択可能。推奨度順に並べ替えも可能。

相続対策プランニング 相続シミュレーションPlus

節税対策プランの一覧

Planning Report

1 生命保険 非課税枠を最大限に活用し、課税財産額を減らします。	推奨度 A 節税額 1020万円	5 不動産の購入 現金を使って不動産を購入し、相続評価額を減少させます。	推奨度 B 節税額 690万円
2 退職金支給 非課税枠を活用します。生前退職金と死亡退職金があります。	推奨度 B 節税額 513万円	6 養子縁組 基礎控除を増やすだけでなく、保険などの非課税枠を増やします。	推奨度 E 節税額 399万円
3 贈与(暦年贈与) 非課税枠を考慮しながら贈与します。数年続ける事で効果が上がります。	推奨度 C 節税額 1100万円	7 贈与(相続時精算課税制度 自社株) 将来、価格が上昇すると見込まれる自社株を事前に贈与します。	推奨度 B 節税額 1210万円
4 土地活用 土地に賃貸住宅を建てるなど、活用方法を変えます。	推奨度 C 節税額 700万円	8 贈与(相続時精算課税制度 不動産) 将来、価格が上昇すると見込まれる不動産を事前に贈与します。	推奨度 E 節税額 110万円

相続対策プランニング 相続シミュレーションPlus

土地活用

推奨度 B

節税の概要

- 更地評価の土地に、賃貸物件を建設させる事で土地の評価を落とすことができます。
- 建築費を借り入れる事で課税財産を減らせます。(慎重に検討する必要があります。)
- 賃料収入を納税資金にする事も可能です。

今回のプラン内容

足立区の土地に賃貸マンションを建設し、借入をおこし、債務を増やして、課税財産を大幅に減らします。

相続税 6467万円 節税します。

更地 → 賃貸マンション

対案プランニング結果

プラン名「生命保険」
プラン内容「」

このプランの再検討する 相続対策プランナー一覧

対案前 7,176万円	対案後 6,657万円
----------------	----------------

= 納税額 519万円減少します。

【ポイント】

1. 保険会社・不動産会社・金融機関に見せる事で、タイアップを実現。
2. 贈与業務獲得で将来の相続申告も獲得可能になる。

あすか税理士法人

ハンドブックの活用

家族信託についてのご相談・お問い合わせは



あすか税理士法人
大通 Forte
相続・贈与相談センター[®]
【受付：相澤】
☎011-218-1122
〒060-0061
札幌市中央区南1条西10丁目
スペチアーレ・フリーモ 1F

あすか税理士法人は道内4拠点にて皆様のご相談に応じます。

新さっぽろ事務所

☎011-801-7755
〒004-0031
札幌市厚別区
上野幌1条2丁目4-3

大通事務所

☎011-280-0022
〒064-0801
札幌市中央区南1条
西10丁目4番地
第2タイムビル6F

千歳事務所

☎0123-40-1200
〒066-0062
千歳市千代田町
2丁目15番
MARU A BLDG. 2F

税理士と税理士北海道 No.1 の税理士事務所



☎0120-166-690

E-mail: asukatcorp@tkcunf.or.jp

あすか税理士法人 検索

<http://www.asuka-zeirishi.com/>

税のエキスパートが教える



目からウロコの

家族信託 ハンドブック

相続・事業承継、資産管理や維持、
節税など…あらゆる財産のお悩みを

こんなにも解決できます！

争続解消・節税も！



代表税理士 川股修二



監修者・川股修二氏が提案
これが**新しい「争族」防止モデル!**



あすか税理士法人
川股 修二

- 相続税の対象者が増えている
- こんな対応が「争族」を引き起こす
- 相続ができる人、できない人
- いますぐできる相続税対策
- 民事信託を利用した相続対策とは?
- 相続発生直後に行うべき手立て

平成28年度
税制対応

あさ出版



第38回
「日税研究賞奨励賞」受賞
川股修二 [著]

相続贈与相談センター

運営：あすか税理士法人
北海道札幌市を中心に相続手続き・相続税申告をお助けします

 相続・贈与相談センター® 大通支部

まずはお気軽にお問合せください

 **0120-166-690**

受付時間：平日8:50~17:30

[HOME](#) | [相続手続きの流れ](#) | [死亡後の手続き](#) | [はじめての遺言](#) | [相続税](#) | [遺産分割](#) | [生前贈与](#) | [不動産の相続対策](#) | [不動産の名義変更](#)
[相続・贈与相談センターとは？](#) | [相続サポートご費用](#) | [運営団体](#)

無料相談会
実施中!


ご予約はこちらから ▶


お問合せ

お電話

 **0120-166-690**

受付時間：平日8:50~17:30

 **メールなら
24時間受付中!**

 **相続の小冊子
プレゼント**

 **相続サポートの
ご費用**

大通で安心の信頼と実績

- ・税理士が**直接**ご対応します
- ・相続の相談**1,000**件超の実績
- ・相続・贈与を中心に**20**年の経験



私たちかご相談を伺います!

税理士 加藤知子

税理士 米田明広



専門家による無料相談はこちら

あすか税理士法人は、

相続・贈与相談センターの加盟支部です。

相続・贈与相談センターは、全国の相続に特化した専門家たちのネットワークです。
どのような問題も解決へと導きます。

[詳細はこちら](#)

相続専門サロン



相続専門税理士

経営支援のプロとして！経理支援から経営支援へ

過去会計から未来会計へ。経営者の皆様と共に経営計画を作成し、御社の未来を御支援します。



社員税理士
岩下誠

代表社員税理士
加藤知子

代表社員税理士・法学博士
川股修二

社員税理士
米田明広



株式会社ダイヤモンド社刊
『ダイヤモンドセレクト』
最新刊
9月下旬全国発売予定
(写真は2014年4月号)

経営支援・マイナンバー制度・家族信託など、新しい制度への早いレスポンスで、関与先様の一層の発展をお手伝い致します。

あすか税理士法人



会社案内 あすか税理士法人(大通Testa)・あすか税理士法人(大通Forte・相続贈与相談センター)
あすか税理士法人(新さっぽろ)・あすか税理士法人(千歳)・あすか税理士法人苫小牧
従業員 60名(うち 税理士10名・行政書士2名・社会保険労務士1名)
住所 (大通Testa)札幌市中央区大通西14丁目1番14号 NEO BLD 2F 011-218-0022
(大通Forte)札幌市中央区南1条西10丁目 スペチアーレ・プリーモ1F 011-218-1122
(新さっぽろ)札幌市厚別区上野幌1条2丁目4番3号 KAWAMATA BLD 011-801-7755
(千歳)千歳市千代田町2丁目15番 MARU A BLDG 2F 0123-40-1200
(苫小牧)苫小牧市若草町3丁目2番7号大東若草ビル3F 0144-84-1411
URL <http://www.asuka-zeirishi.com>

法人概要

事務所名 **あすか税理士法人**  あすか
ASUKA 税理士法人

代表者 川股修二 / 加藤知子

所在地 大通Testa
札幌市中央区南1条西14丁目1番14号 NEO・BLD
電話番号:011-280-0022

大通Forte
札幌市中央区南1条西10丁目 スペチアーレ・プリモ1F
電話番号:011 218 1122

新さっぽろ事務所
北海道札幌市厚別区上野幌1条2丁目4番3号 kawamata BLD
電話番号:011-801-7755 FAX番号:011-801-8866

千歳事務所
千歳市千代田町2丁目15番 MARU A BLDG .2F
電話番号:0123-40-1200

設立年月 2008年

従業員数 60名(税理士10名を含む)

業種 会計事務所・税理士法人

- 業務内容
- ・税務・経理・財務・会計・決算に関する業務
 - ・独立、開業支援に関する業務
 - ・経営相談、事業承継
 - ・資産運用コンサルティング



あすか税理士法人 大通Testa
あすか税理士法人 大通Forte



あすか税理士法人 新さっぽろ事務所



あすか税理士法人 千歳事務所

END

発行制作：あすか税理士法人

本パワーポイントに使用されているテキスト・図表・イラスト等の無断転載を固くお断りします。